

第四百一十一回国会
衆議院

法務委員会議録第六号

平成九年十一月二十七日(不曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 笹川 堯君

理事 太田 誠一君 理事 橋 康太郎君

理事 八代 英太君 理事 与謝野 馨君

理事 赤松 正雄君 理事 上田 勇君

理事 北村 哲男君 理事 木島日出夫君

理事 大石 秀政君 理事 奥野 誠亮君

古賀 茂君 河村 建夫君

下村 博文君 桜田 義孝君

谷畑 孝君 西川 公也君

横内 正明君 渡辺 博道君

安倍 基雄君 漆原 良夫君

加藤 六月君 達増 拓也君

福岡 宗也君 枝野 幸男君

近藤 昭一君 佐々木秀典君

保坂 展人君 鴨下 一郎君

園田 博之君

出席國務大臣

法務大臣 下稻葉耕吉君

出席府政務委員

法務政務次官 横内 正明君

法務大臣官房長 頃安 健司君

法務大臣官房司 山崎 潮君

法法制調査部長 森脇 勝君

法務省民事局長 原田 明夫君

法務省刑事局長 横山 匡輝君

法務省人権擁護局長 横山 匡輝君

法務省入国管理局長 伊集院明夫君

委員外の出席者

人事院事務総局 川村 卓雄君

給与局給与第三課長

総務庁人事局参事官 中島 秀夫君

最高裁判所事務総局総務局長 涌井 紀夫君

最高裁判所事務総局人事局長 堀籠 幸男君

最高裁判所事務総局総務局長 竹崎 博允君

法務委員会調査室長 海老原良宗君

委員の異動

十一月二十七日

補欠選任 谷畑 孝君

中川 秀直君

渡辺 喜美君

西村 眞悟君

佐々木秀典君

同日

補欠選任 大石 秀政君

中川 秀直君

西村 眞悟君

佐々木秀典君

同日

補欠選任 大石 秀政君

中川 秀直君

西村 眞悟君

佐々木秀典君

同日

補欠選任 大石 秀政君

中川 秀直君

西村 眞悟君

佐々木秀典君

同日

十一月二十六日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二一〇号)

少年法の罰則の強化に関する請願(山元勉君紹介(第三八五号))

同月十七日

組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願(土井たか子君紹介(第五五四号))

同月二十五日

組織的犯罪対策法の制定反対に関する請願(土井たか子君紹介(第五五四号))

元清美君紹介(第七二六号)

同(山健治郎君紹介(第七八二号))

同(村山富市君紹介(第七八三号))

は本委員会に付託された。

十一月十日

組織的犯罪対策法立法化反対に関する陳情書外一件(大阪府北区天神橋三の九の二七松本剛外一名(第一〇号))

治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する陳情書(東京都港区新橋六の一九の二中西三洋外一万五千名(第一一〇号))

除籍簿、除かれた戸籍の附票等の保存期間の延長に関する陳情書(高松市番町四の一の一〇香川県議会内組織啓輔)(第一二二号)

裁判所書記官新規採用停止決定の撤回に関する陳情書(宇都宮市小幡二の七の二三洪川孝夫)(第二三三号)

同日

在日外国人の諸権利に関する陳情書(福岡県鞍手郡鞍手町大字中山三七〇五鞍手町議会内森田成)(第一五五号)

は本委員会に参考送付された。

同日

本日(十一月二十七日)の会議に付した案件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二一〇号)

本日(十一月二十七日)の会議に付した案件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二一〇号)

本日(十一月二十七日)の会議に付した案件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二一〇号)

本日(十一月二十七日)の会議に付した案件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二一〇号)

本日(十一月二十七日)の会議に付した案件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二一〇号)

○笹川委員長 これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

本日、最高裁判所所長、堀籠人事局長、竹崎総務局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと答へあり〕

○笹川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○笹川委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。下稲葉法務大臣。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○下稲葉法務大臣 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して御説明いたします。

政府においては、人事院勧告の趣旨等にかんがみ、一般の政府職員の給与を改定する必要があるため、今国会に一般職の職員の給与に関する法律等及び特別職の職員の給与に関する法律をそれぞれ改正する法律案を提出いたしました。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改定する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第であります。

○笹川委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。下稲葉法務大臣。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○下稲葉法務大臣 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して御説明いたします。

政府においては、人事院勧告の趣旨等にかんがみ、一般の政府職員の給与を改定する必要があるため、今国会に一般職の職員の給与に関する法律等及び特別職の職員の給与に関する法律をそれぞれ改正する法律案を提出いたしました。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改定する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第であります。

○笹川委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。下稲葉法務大臣。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○下稲葉法務大臣 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して御説明いたします。

政府においては、人事院勧告の趣旨等にかんがみ、一般の政府職員の給与を改定する必要があるため、今国会に一般職の職員の給与に関する法律等及び特別職の職員の給与に関する法律をそれぞれ改正する法律案を提出いたしました。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改定する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第であります。

○笹川委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。下稲葉法務大臣。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○下稲葉法務大臣 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して御説明いたします。

政府においては、人事院勧告の趣旨等にかんがみ、一般の政府職員の給与を改定する必要があるため、今国会に一般職の職員の給与に関する法律等及び特別職の職員の給与に関する法律をそれぞれ改正する法律案を提出いたしました。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改定する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第であります。

○笹川委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。下稲葉法務大臣。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

て、改正の内容は、次のとおりであります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給は、従来、特別職の職員との給与に関する法律の適用を受ける内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給に準じて定められておりまゝとて、今回、内閣総理大臣その他の特別職の職員について、その俸給を増額することとしておりますので、おおむねこれに準じて、これらの報酬または俸給を増額することとしたてております。

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検事及び副検事の俸給につきましては、おむねその額においてこれに対応する一般職の職員との給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じて、いづれもこれを増額することとしたしております。

これらの給与の改定は、判事補及び五号から十七号までの報酬を受ける簡易裁判所判事並びに九号から二十号までの俸給を受ける検事及び二号から十六号までの俸給を受ける副検事にあっては平成九年四月一日にさかのぼって行い、その他の裁判官及び検察官にあっては平成十年四月一日から行ふこととしたしております。

また 檢察庁法第二十四条の規定により欠位を待つことを命ぜられた檢察官に支給する手当に對し、未特別手当を加えることとし、この改正規定は、平成十年一月一日から施行することとしたしております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○笹川委員長 これにて趣旨の説明は終わります。

○笹川委員長 これより両案に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上田勇君。

○上田(三)委員 新進黨の上田でございます。
きょうは、議題となりました裁判官並びに檢察官の給与改定法案につきまして、何点か御質問をさせていただきます。

今回の法律改正、行政官においては人事院勧告に基づきます給与改定に準ずるということでございますので、特にこれの内容について、大筋について異議があるものではございませんが、内容につきまして若干何点かお聞きしたい点がございいますので、質問させていただきたいというふうに思っています。

まず 今回の提出された両法案におきまして行政の方では特別職あるいは指定職の例に準ずる檢察官、檢察では八号以上、また裁判官、判事で八号以上ということでありますが、についてはベースアップが一年間凍結という形になっております。これについて、なぜこういう措置をとられたのか。法務省、そして裁判所の方にも、もし同じ御意見であれば結構でございますが、また違う意見があるのであればそれぞれお伺いしたいというふうに思います。

○下稻葉國務大臣 指定職俸給表の適用を受ける職員につきましては、本年十一月十四日の閣議決定におきまして、危機的状況にある財政状況のもと、総人件費の極力抑制を定めた「財政構造改革の推進について」の趣旨を踏まえまして、国民的課題である行財政改革が推進されている中に、国民世論の動向等をも勘案いたしまして、平成十年四月一日から改正を行うこととされたところであります。

裁判官、檢察官の給与につきましては、從來より、これら一般の政府職員との給与に準じた取り扱ひをすることが例になつてゐるわけでございます。で、私といたしましては、裁判官、檢察官の方では大變素から苦勞し、時間的にも御苦勞の多いことだと思つてございしますし、何とか給与と改定に努めるべきだ、このように思いますが、今申

上げましたようなことでございまして、今回も同様の措置を講ずることとしたわけでございます。

○上田(委員) 今の大臣の御答弁によりますと、いわゆる今の厳しい財政事情によるといふところだといふふうに思うのですが、現下のこういう財政の悪化というものの最大の責任は、別にこれは検察にも裁判所にもあるわけではなくて、私は内閣、行政府にあるといふことが言えるのじゃないかと思うのです。検察庁はもちろん内閣の一部とは言えますけれども、とはいっても、財政事情について検察にその責任を求めるといふのは非常に難しいのじゃないかというふうに思います。もちろん、行政府の各省庁の指定職以上、これ

ますので、今のいろいろな国の運営のシステムを考えれば、予算編成であるとか役所の運営のあり方であるとか、一定の責任を分かち合ってもらうというのとは一定の理解はできるのですけれども、全くあるいはほとんど責任がない裁判官あるいは検察官がそこまで連帯責任というような形でとるというのとは、何かどうも納得ができない気がします。

連帶責任で巻き込んでベースアップ凍結とい
のでは、私は、財政の今日ある状況、先ほど大臣
が危機的というふうにおっしゃいましたけれど
も、状況について、どこに本来その責任があるの
か、その責任の所在をむしろあいまいにしてしま
うのじゃないかという気がいたしますし、また、
このところ検察官は、一連のいろいろな経済犯罪

であるとか組織犯罪であるとか、大変な努力をされている中で、また裁判官も、先ほど大臣からもお話がありましたように、大変多忙をきわめる中での仕事をされている。その士気にもやはり影響してくるのじゃないかというふうに思うわけでありまう。

これは、国だけじゃなくて、企業のいろいろな違法行為であると乱脈経営の記者会見なんかを聞いていまして、どうも刑事の責任をあいまにして、その責任の所在というのが何となくあ

まいもことなってしまうケースが何が多いのじゃないかという感じがいたします。

かりますが、何というのでしょうか、極めて日本的な、責任の所在を分散して、だれに本当に責任があるのかということがわからなくなってしまうのではないかと。私は、そういう手法というのは、これまではいずれにしても、では財政が危機にある責任というのはどこにあるのか。これはやはりあくまで内閣にあるわけであって、そういった責任をあいまい、分散化してしまうというような考え方というのは、今後の検討課題として改める方向で御検討いただければというふうに思うのですけれども、大臣、御見解があれば伺いたいというふうに思います。

○下稲葉國務大臣　なかなか実態を踏まえた御質問でございますし、また、私どもとしては、今の御質問を濫かく受けとめさせていただきたいと思えます。

昨今の世界經濟情勢に照らしますと、司法の場において法的な紛争、事件を迅速に解決するといふことですか、あるいは檢察においてさまざまな形態の違法行為に適切に対処する必要性というのは、いよいよ高まっているわけでございます。そういうふうな中でございますけれども、今申し上げましたように、一般の政府職員に準じまして、現在その給与体系の中で、裁判官、檢察官の給与も準じて対応されているということでございます。

行政に独立して司法のあり方をどういうふうにすべきかという議論は議論としてあるわけですが、いまして、例えば、自民党等におきまして、そういうふうな角度から調査会を設けて、司法全体の問題を取り上げようというふうなことで検討されているという話も私も伺っているわけでございしますが、やはり行政改革ということがいりうま言われておりますけれども、全体の意味で、今おっしゃったようなことも含めて、司法のあるべき姿なりなんなりということも検討すべき時期

来ているのではないだろうか、このように思いますが。

御指摘のようなことも、そのような大きな考えの中で議論してまいりたいと思いますが、現実の問題として、現状は今申し上げましたとおりでございまして、今回の給与改定、私どもとしては、やむを得ないことでございまして、よろしくお願いしたいという気持ちでございまして。

○上田(義)委員 今、大臣の御答弁をいただきましたけれども、やはりこれから本当に、横並びというのですか連帯責任、そういうような形で、みんなが責任を分かち、それは美風なのかもしれないが、やはりこれからの時代、そういったところの責任の所在というのはもっと明確に考えていく必要があるのではないかと今ふいに思いますので、ぜひとも、このことだけではありませんが、そういった観点も含めて、ひとつ今後考慮していただければというふうに考えるわけであります。

次に、ちょっと裁判所の方にお伺いしたいのですが、今、経済情勢というのはまさに憂慮すべき事態でありまして、金融機関の破綻が相次いであります。残念ながら、企業の法的な破綻処理も含めまして、これから非常に重要な民事事件、民事事件というものがやはり増加するのではないかと、今規制緩和も進めておりますけれども、またさらに、今規制緩和も進めておりますけれども、これがさらに進めば、経済活動や社会活動、そういったものへの行政のこれまで若干行き過ぎた介入といったものが是正されていけば、そういった場合に、何か当事者間で争い事が起きます、そういった場合に、紛争を公正でなおかつ迅速に解決していく、そういった司法システムというものがやはりどうしても必要になっております。

私の認識としては、残念ながら今の司法システム、特に裁判に非常に長期間を要するというような実態もありますし、国民の利益が十分に守られていないという状況なのではないかというふうに思うのですが、この辺、現状、それから今後の予

測も含めまして、裁判所の方にその辺の認識をお伺いしたいというふうに思います。

○涌井最高裁判所長官代理者 裁判所の方に持ち込まれます事件の動向は、いわゆるパブルがはじけたと言われますところから民事事件が非常にふえてきておりまして、特に、その事件増が大都市圏あるいは大都市部を中心に起こっているというのが特徴でございまして。

今後の事件の動向、どういふふうに移行しているのかなかなか読みにくいところがございますが、委員御指摘のような社会情勢を背景にかんがみますと、恐らく今後とも、いろいろな法的紛争を解決する手続として裁判手続を利用したい、そういう国民の司法に対する要望といえますが、そういうものはますます強くなってくるだろうというふうに我々の方でも考えているところでございまして。

したがって、今後、事件数あるいは事件の内容といえますか、そういう面ですと裁判所にかかってくる事件の負担は重くなるのではないかと考えております。今後、我々裁判所側としては、こういった国民の司法に対する要望にきちんとこたえていけるような、そういう裁判の運営というものを何とか工夫していく必要があるだろうというふうに考えているところでございまして。

○上田(義)委員 現在も裁判所の方で大変な御努力をされているということについては十分承知いたしますが、これは、もちろん今の与えられている枠組みの中で最大限の努力を尽くすと同時に、やはりシステムとしてもちゃんと機能できるように、そういう制度的な拡充もあわせて必要であるというふうに私は思うわけであります。

それで、先ほど私は、今の司法のシステムというのが必ずしも十分に整っているとは言いがたいというふうに申し上げたのですが、やはり早急に、もっといろいろな面での整備というのは急がれていることだというふうに思います。これは裁判所だけではなくて、今は検察の方でも、最近の

いわゆる総会屋への利益供与事件、これは検察が大変な対応をされている中でそういう経済犯罪あるいは組織的な犯罪などが顕著になっていることを考えれば、検察それから裁判のそういうシステムをもっともと拡充していかなければいけない。これは本場に緊急な課題であるというふうに私は認識しております。

今回は、人件費ということですが、ここで予算上、財政事情を理由に人件費を値切っているのですが、私は、これから今もつと整備拡充していかなければいけない司法のシステムを、財政が苦しいからこはちょっとできないのですといううような、そういう発想はぜひやめていただきたいというふうに思います。特にこれから、先ほど裁判所の方からも話があったように、国民が裁判の場で解決、処理していくことを非常に求めていることでは、特に、難しい、また重大犯罪で検察の役割も重要になってくるというふうに思っています。

そういった意味で、ぜひとも、国民の利益を守っていくという観点から、仮にもそういう財政事情という理由で、これからの司法体制の拡充整備といったことに対して、今そういう方向で着実に進んでいるのだと思うのですが、それを逆戻りさせるというようなことがあってはならないというふうに私は思います。ひとつその辺、大臣に御見解を伺えればというふうに思います。

○下福葉国務大臣 司法制度をどういふふう保持していくかというの、これは極めて重要な問題でございまして、司法権というのは行政権から独立しているわけでございまして、司法制度そのものの抱えている問題はたくさんございまして、裁判官の数にいたしましても、それに対応いたします検察官の数にいたしましても、それから、財政が厳しいから云々ということではなくて、やはり今、司法というのは国の重要な機能の一環でございまして、その辺のところをよく十分認識しながら対処してまいりたい、このように思います。

い

○上田(義)委員 今御披露いただきました大臣の御決意に従いまして、ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

それで、従来から、やはり今の司法システムのこういうところをもう少し変えていかなければいけないというふうな、日弁連であるとかいろいろなところからも御指摘がありますが、その最大で、なおかつもう前から言われているのが、やはり、検察、裁判官の人員の問題であるというふうに私は思います。これまでも増員についてはそれぞれ努力をされてきているということは認識しておりますが、やはりもっと大幅な増員が必要なのではないかというふうに私は思います。その意味で、これまでの取り組み、それから今後の増員計画につきまして、検察並びに裁判所、それぞれから御見解を伺いたいというふうに思います。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。法務当局といたしましては、検察が近時の犯罪情勢の変化に適切また迅速に対応して各種の事件の捜査処理を適正に行うとともに、その公判、裁判の維持でございまして、その公判を迅速に終結させて適正な裁判結果を実現することを可能とするために、検事の増員を近時お願いしてまいりました。

最近二年間を見ますと、平成八年度では検事の増員を三十五名認めていただきました、また平成九年度では三十四名というところで、この二年間で六十九人の検事増員が実現されたわけでございまして、また、平成十年度予算の概算要求におきましても、さらに三十七人の検事増員を要求させていただいているところでございまして。

最近の行財政改革の中で、公務員一般にその数を厳しく抑制するというところで、各省庁、また法務省内部におきましても純減がやむを得ないという状況の中で、この二年間で検事六十九人の増員ということは、先ほどの委員の御指摘の関連で考えてみましても、かなり思い切ったことだと思いますが、計らいがなされたものというふうに私どもとしても受けとっているわけでございまして。

い

今後、厳しい行財政事情に配慮しつつ、犯罪の動向とか検察の業務量の推移等を踏まえまして、適切に対処してまいりたいと存じます。

○浦井最高裁判所長官代理者 裁判官の増員の関係でございますが、先ほど来申し上げましたような民事事件の急増という動向を受けて、裁判所でもこのところ毎年着実に裁判官の増員を図ってきておるところでございます。数字で申し上げますと、最近五年間、平成五年からことし平成九年までの五年間でございまして、その合計数でございます。六十四名の裁判官を増員してきております。来年度の概算要求におきましても、二十名の裁判官の増員をお願いしているところでございます。

五年間で六十四名といえますのは、これはかなりの規模の庁の裁判所をつくったと同じような効果のある増員数でございます。例えば身近なところという、横浜の地方裁判所の本庁というのは大体裁判官数が四十数名という規模でございますので、あの程度の規模の庁を一つ半新しくつくったというぐらいの規模になるわけでござい

ます。ただ、今後の事件の動向、先ほど来委員の方から御指摘がございましたように、ますます質量ともに重くなってくるだろうと思っておりますので、今後とも、事件の動向を十分見ながら、さらに必要な人員の確保に努力していきたい、かように考えております。

○上田(憲)委員 増員の努力につきまして検察、裁判所の方からお話がありました。その努力については大いに多とるところでありますけれども、残念ながら、まだまだ裁判に要する期間が長いというのが実態でありまして、やはり一般の国民からはなかなか、裁判に持っていくと時間がかかって、結局は、当初目的とする利益がやはりそこではかなえられないという現実があるのも、これもまた事実であるというふうに思います。

もちろん、行財政改革という話が先ほどありましたが、国民の利益を守っていくための司法シス

テムというのは、これは行財政改革、国の予算全体から見ればこの検察ないし裁判所の予算というのはもうごくわずかなものでありますので、もっと重要な国民の利益を守っていくという意味からは、そういう制約にとらわれずに、ぜひともその整備拡充、または人員の増員に努めていただきたいというふうに私は思うわけであります。あと何点かお願いしていた点があるので、最後にも、時間が余りなくなりましたので、最後にちょっと一つだけ伺いたいのです。

先般、法曹三者で、司法試験あるいは法曹養成制度について合意がなされました。法曹人口をふやしていく、そういう方針については、私もこれまで述べてきましたように大賛成であります。その中で、司法修習期間、これを二年から一年六カ月に短縮するということも含まれております。これについては、いろいろな方面から依然としてやはり異論があるということは私も承知しているところであります。この措置については、予算上の制約が主な理由だというような話も伺ったのですが、いやしくも、そういうふうな理由で短縮するということはやはりあつてはならないというふうに私は思うわけであります。そういう意味で、この二年を一年六カ月に短縮したという、その理由、また、こうした結論に至るまでの議論の経緯について御説明をいただければというふうに思います。

○山崎(憲)政府委員 お答え申し上げます。

司法の機能を充実いたしまして社会の法的ニーズにこたえていくために法曹人口を速やかに増加させていくということは喫緊の課題であるというふうに認識をしております。

この司法修習制度につきましては、現行制度の目的と、この制度がこれまでに果たしてきた役割を踏まえまして、法曹三者、いずれの道に進む者についても、法曹として国民の負託にこたえ得る水準を充足する統一修習を行う、こういう原則を維持いたしますとともに、時代の要請に適應した法曹養成制度を構築するという観点から、社

会に対する広い視野を持ち、高い見識と柔軟な思考力を備えた二十一世紀を担うにふさわしい法曹を養成するための工夫と配慮、これが必要であるというふうに考えられるところでございます。

このような観点に立ちまして、この喫緊の課題にこたえるために、新しい修習制度というものを昨年七月から本年十月まで法曹三者で鋭意検討してまいったところでございます。

その結果といたしまして、これまでの指導上のノウハウの活用とか、あるいは科目間の重複を回避するとか、それから時間割りの編成を工夫するといふような効果的な、また効率的なカリキュラム編成を行う、こういうことが可能になるということになりました。そういう点から、一年六カ月の修習期間で十分に国民の負託にこたえ得る水準を充足し、時代の要請に適應した法曹養成を行うことができるという結論に達したわけでござい

ます。

なお、司法修習生につきましては、研修所の修習以外に、各実務庁でございまして地方裁判所、検察庁において修習を行うわけでございますが、その受け入れの実情を見てまいりますと、現行の裁判所、検察庁への修習生の受け入れ体制はほぼ限界に達しております。適正な修習環境を確保した上で、司法試験合格者を年間千人程度に増加させるという喫緊の社会的要請に速やかにこたえたいというためには、現在実務修習期間におきまして二期の修習生が四月月タブっているわけでござい

ますが、このタブりはぜひ解消しなければ、やはりできない、こういうような実質的な理由と二つあったわけでございます。

この両者が相まって、二年から一年六ヶ月という選択をしたわけでございまして、決して予算上の理由とか、そういうことで行なったわけではないということをお願いいたします。

(委員長退席、八代委員長代理着席)

○上田(憲)委員 まだ何点かお聞きしたい点もあ

○八代委員長代理 次に、漆原良夫君。○漆原委員 私は、本年の五月二十八日の法務委員会、当時の法務大臣でございました松浦法務大臣に法律扶助のことに關して質問をさせていただきまして。若干その部分を引用したいと思

います。憲法三十二条では「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」こう規定しております。これは、国民の基本的な権利の一つとして裁判を受ける権利を保障しておるわけでござい

ます。しかし、現実には、裁判を遂行するためには相当高額の経済的な負担が必要となります。そのために、法的には保護されるべき権利が存在しても、経済的な理由から訴訟の遂行を断念し、泣き寝入りや余儀なくされるケースが非常に多いというのが実情でございます。これでは、憲法三十二条に保障されている裁判を受ける権利というのは絵にかいたもちになってしま

います。また、資力のある人は五人でも十人でも弁護士を抱えて裁判をやっておりますけれども、資力のない人は一人の弁護士に依頼すること

もできない。これはやはり、法のものとの平等を保障した憲法三十二条の精神に反するのではな

いか、こう考えます。経済的な余裕がない人も安心して裁判制度を利用できるように、国家がこれを援助していくような制度を確立しなければならぬと私は考えております。そして、こ

のような制度が確立されてこそ、日本が本当の意味で民主主義国家となり、また法治国家になるものと確信しております。

その意味で、私は、法務大臣が所信表明で述べられました、「法律扶助制度は、国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するために極めて重要なもの」であるというこの御認識には、高い評価と敬意を表するものでございます。現在、財政難の折、幾多の障害があるかと思

いますが、どうか松浦法務大臣の手でこの制度を何としても確立し、なし遂げていただきたい、

こう考えます。改めて、大臣の御決意をお聞かせいただければありがたいと思います。
こう御質問申し上げます。

法務大臣はこうお答えされております。

この問題、委員御指摘のとおりでございます。全く同感でございます。いろいろ問題点がたくさんございますけれども、段階的にこれを乗り越えて、少なくとも来年度にはある程度、先生方によく言ったと言われるように努力をしていきたいという気持ちでいきたいと思います。ということをお願いしておきたいと思っております。というふうな御答弁をいただいておりますが、新しく法務大臣に就任されました下福葉法務大臣に、この法律扶助に対するお考えと、それから決意をお尋ねしたいと思います。

○下福葉國務大臣 お答えいたします。

松浦前法務大臣が述べられたことと私も全く同感でございます。平成五年の六月でございますが、当委員会の理事会の申し合わせ等々を受けまして、平成六年の十一月に法律扶助制度研究会なるものが発足いたしました。毎月一回、最近は二回ぐらいやっております。でございますけれども、というふうなことで検討を重ねてまいっております。学者先生あるいは日弁連の方々あるいは最高裁、法務省それから法律扶助協会、こういうふうな方々がメンバーでございまして、非常に重要な制度であろうというところを承知いたしております。本年度中にその検討の内容の取りまとめをいたしたいというふうなことで答弁いたしております。でございますが、私もそういうふうな気持ちでおります。

○漆原委員 法律扶助制度の導入、確立については、積極的な方向で進めているという趣旨の御答弁を受け取らせていただきます。

今申されました平成六年十一月に法律扶助制度研究会が発足をされて、法務省、最高裁、日弁連、法律扶助協会、学者などが構成員として、日本の司法制度に適した望ましい法律扶助のあり方について調査研究をされておると聞いております。

すが、現在における進捗状況はどんなふうになっておりますでしょうか。

○横山政府委員 お答えいたします。

ただいま委員御指摘のとおり、法律扶助制度研究会は平成六年十一月に発足いたしました。これまでに約おむね月一回のペースで研究会を開催しております。同研究会におきましては、法律扶助の需要、諸外国の法律扶助制度の実情について調査研究を行いますとともに、法律扶助制度の全般にわたります。我が国の法律扶助制度の現状と問題点及びそのあり方を研究し、現在研究会報告書の取りまとめを行っているところであります。平成九年度中には研究結果を得たい、そのように考えております。

○漆原委員 漏れ聞かるところによりますと、現在、法律扶助協会が行っています事業のうちに、刑事被告人弁護活動それから少年保護事件の付添援助、これについては、新しい制度では法律扶助の対象から外されるというふう聞いておりますが、その辺はいかがでしようか。

○横山政府委員 お答えいたします。

法律扶助制度研究会の研究目的には、刑事に関する問題は含まれておりません。したがって、刑事に関する問題、それからただいまお話しされました少年保護事件、これも少年に関する刑事事件の特別手続であると考えております。そういうことで、研究会の検討対象には含まれていないという理解でおります。

○漆原委員 刑事に関する部分を省いた、民事に関する部分に限ったと今おっしゃられました。それは、どうしてそういうふうになったのでしょうか。何か理由があるって、刑事に関する部分は法律扶助の対象になくていいのだ、民事だけをやるべきだというふうにお考えになったその理由は、一体、どういうところでしょうか。

○横山政府委員 お答えいたします。

もとより、法律扶助は財団法人法律扶助協会で行ってきたところでございますが、これまで国は民事法律扶助につきまして長い間にわたりました補助金を交付して民事法律扶助の事業にそういう形でかかわってきたわけでございますけれども、やはり国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するという観点から、当面、その流れの中でまだ民事法律扶助自体が十分ではないというところがございますので、まず民事法律扶助の充実について検討すべきであるというところから、そういう従来の経緯また現状等の認識から、この研究会におきましては刑事に関する問題は外されたのではないかと、そのように理解しております。

○漆原委員 刑事被告人弁護活動、これは起訴前の弁護というところなので、非常に不安な状態になる。そこに弁護士が行って、いろいろなアドバース、いろいろな事情を聞く、それは非常に重要な弁護活動だと思っております。身柄を拘束されているわけですから、そこから誘導による供述が始まったり誤導が始まったり、それが、裁判になった場合には誘導された供述がそのまま証拠になって出てきて、それを覆すのは非常に難しいという実態があります。また、それをもとにして判決がなされれば誤審のもとにもなるというふうには私は考えております。

起訴前の弁護活動というのは、多分これは国選弁護の対象にはもちろんなぬと思うんですね。

そうすると、そこにおける被疑者の人権という権利とか、それは無視されて、そのまま放置されていいというふうにお考えなんですか。

○横山政府委員 そのようには考えておりません。

○漆原委員 いや、そのように考えていないとおっしゃっても、裁判を受ける権利を実質的に保障するために今の法律扶助制度をつくらうと考えているわけですから、やはり経済的な余裕がなければその段階で弁護士を依頼することもできない。そうすると、結局それは、その人たちの権利は起訴されるまでは守れないという結果になるわけですね。そうでしょうか。

ですから、経済的な資力の有無にかかわらず、裁判を受ける権利、人権の保障をしようというのであれば、その一番大事な初動弁護活動に光を当てて、そこをきっちりと法律扶助の対象としていかなければ制度としては十分でないというふうに思います。その点はどうかでしょうか。

○横山政府委員 お答えいたします。

刑事被告人弁護及び少年保護事件の付添人に対する国庫補助の問題、これにつきましては、刑事被告人弁護制度のあり方あるいは少年審判制度のあり方にかかわる問題ですので、これにつきましては、刑事被告人弁護制度のあり方あるいは少年審判手続構造全体の中で検討されるべき問題、そのように理解しております。

○下福葉國務大臣 お答えいたします。

今、法律扶助研究会のお話が出ました。平成六年に設立されて今日まで来ているわけでございますが、その発会の際に、民事面だけに限らずに刑事面も含めるかというふうなことでいろいろ議論がございまして、そして、いろいろ議論の末に、この研究会は刑事の問題は含まないというふうなことで発足されたという経緯がございまして、ただいま政府委員から話しているようなことだろうと思うのでございます。

したがって、今御質問の点は、年度末に検討結果の一つの結論が出ますけれども、それとは別個の問題としてやはり議論すべき性格のものだと思ひますし、それから、今お話しのような問題、いわゆる刑事被告人になる前の逮捕被疑者等々の弁護の問題は、その問題とは別にまた大きな問題として議論しなかならぬことだと思ひますし、私どもも十分関心を持っており、このことを申し上げておきます。

○漆原委員 そうしますと、今の研究会の中ではとりあえず含まれないんだ、今の研究会は民事援助を中心に行っているんだ、それが、答申というので、全体として場合には刑事被告人弁護も少年付添事件も法律扶助の対象にするかどうかは考えていく、そういうふうなところでしょうか。

そういうつもりはあるんだというふうにお伺いしてよろしいでしょうか。

○下種葉國務大臣 現在の研究会を設置するときにはいろいろ議論があつて、刑事問題は取り上げないということで合意をされて発足したというふう聞いております。

したがって、その問題が、一応の決着を本年度中に出すというふうなことでやっているわけでございますから、それから後、今御指摘のようなことも我々は視野の中に入れて検討すべき問題であるという認識でございます。

○漆原委員 法務大臣のその考えを聞いて安心しました。

ぜひともこの研究会とは別に、刑事被疑者弁護、今弁護士会でやっておりますけれども、大変被疑者にとって喜ばれている実情でございますので、ぜひこれも法律扶助の対象にしたいといったことというふうにも強く要望しておきます。

それから、もう一つは、少年事件の付き添いでございますけれども、本年九月十八日に調布駅の南口事件の最高裁の判決がありました。

これはどういう事件かといいますと、調布駅の南口で一九九三年三月一日に集団暴行・傷害事件が発生して、これに関与したということで五人の少年が逮捕されて、東京家裁八王子支部が、五人の少年たちが非行事実ありとして中等少年院に送致されたわけですね。少年がその後、冤罪であるとして、事実誤認を理由に東京高等裁判所に抗告をしました。その結果、抗告が入れられて、非行事実はないということで東京家裁八王子支部に差し戻された。その後、検察官が東京地裁八王子支部に起訴したということから、その起訴の有効性が問題となりまして、本年の九月に、少年に不利な処分をしてはならない、二度目の処分が不利な処分であつてはならないという原則に基づいて、本件起訴が違法、無効であるというふうに確定した事件でございます。これは、事件から四年半たつてようやく少年たちの冤罪が確定したわけでございますけれども、この間の付添人、弁護士の努力

というのは大変な努力だったと思うのです。少年事件において事実関係を明確にするというのは大変重要な仕事でありまして、事実関係が明確になってこそ初めて少年の処分が決まってくるわけですから、その点、弁護士である付添人の仕事というのは僕は大変重要であつたかと思うのです。ここにやはり法律扶助の光を当てていかないと少年たちの権利は守られないのではないかなというふうに思いますが、ぜひこれも、先ほどの起訴前の弁護士活動と同じように、法律扶助の対象としていただきたいということを法務大臣に改めてお願いをしておきたいと思うのですが、いかがでございますでしょうか。

○下種葉國務大臣 御承知のとおりに、現在はそのような措置がとられていないわけでございます。被疑者弁護に対する公的扶助の問題、これは先ほど申し上げましたように、今おっしゃるような問題も当然検討の中に入るべきものだと思いますが、具体的にいろいろ検討いたしてみますと、さて、一万六千名いらっしゃいますけれども、その弁護士さんが全国的にそういうような形で対応できるのだからどうかというふうな問題等もございます。あるいは、そういうふうな事務をどこで行うのか。今、国選弁護人につきましては裁判所の方でお取り扱いいただいておりますけれども、どこで具体的に扱われるのだからどうか等々、いろいろな問題があることを私は承知いたしております。

だから、そういうふうな問題も含めまして、私、先ほど広い意味で視野の中に入れて検討させていただきまして、このことを申し上げたわけでございます。御了解賜りたいと思ひます。

○漆原委員 扶助の方法でございますけれども、今の研究会においては、償還制、給付制、一部負担制が論じられていて聞いておりますが、方向としてはどうも原則償還制になるような方向で動いているのではないかなというふうに感じておりますが、法務大臣は、どうでしょうか、扶助の方

法としてはどういふ扶助が望ましいというふうにお考えになられますでしょうか。

○横山政府委員 私の方から答弁させていただきます。

ただいまお話ありました償還方法につきまして、現在、法律扶助制度研究会におきまして、償還制、給付制等の利用者の負担のあり方について幅広く調査研究が行われ、両制度の利害得失等も分析されているところであります。例えば、納税者の理解という観点から償還制を主張する意見や、利用者の利便の観点等から給付制を主張する意見等が示されております。

法務省としては、研究会の報告を踏まえて適切に対処してまいりたい、そのように考えております。

○漆原委員 イギリスでは、負担金の負担を伴わない法律扶助の受給者が九六年度で全体の八六％になつていて、八六％の人が償還しないので法律扶助を受けている、こういうことを聞いております。

イギリスでこういう制度、八六％、ほとんどの人が償還しないという、そう考えるようになった根拠、法律扶助に対する思想的根拠はどんなものなのか、お調べになつたでしょうか。

○横山政府委員 お答えいたします。法律扶助制度研究会においては、今お話に出ましたイギリスの制度等も含めて調査はいたしております。

○漆原委員 いや、どういう思想的根拠に基づいてそういう全体受給者の八六％の人が償還しないというふうな制度にしてあるのかという理由を聞いておるのです。

○横山政府委員 ただいまお話に出ましたイギリス、あるいはその他の国を含めまして、そういう諸外国におきましては、法律扶助に関する法律を制定して多額の国庫支出を行つておりますけれども、これらの諸外国におきましては、弁護士強制主義、あるいは弁護士費用の訴訟費用化等を初めとする司法制度、あるいは訴訟事件数などの法律

扶助制度を取り巻く状況が異なつておりまして、単純には比較できないところがあるかと思ひます。

そのようなところから、我が国の法律制度を諸外国のものと比較するに当たってはやはり種々の事情を考慮する必要がある。そういう観点から、法律扶助制度研究会におきましても諸外国の実情について幅広く調査研究を行っている、そういうところでございます。

○漆原委員 お答えになつたようでお答えになっていないようで、全然わからないのですが……法律扶助については、武器平等の原則というのでしょいか、デュー・プロセスの中でとらえて武器平等にしてやらなければ、本当の対等な関係にならなければ戦えないのだという、また公正な裁判ができないのだ、だから資力のない人にはきちっと武器を与えるという、そういう思想がある。と僕は聞いておるのです。もう一つは、国家がお金がないなら恩恵的に援助をしてやるうじゃないかという、こういう発想もあると聞いておるのです。

やはり、デュー・プロセスの中でとらえた場合にはなるだけ多くの人に給付をしようという発想になるでしようし、恩恵として与えるのであればこの程度でいいじゃないかというふうになるのでししようし。イギリスの場合どうですか。日本の場合はどうあるべきだと思ひますか。

○横山政府委員 お答えいたします。そのあたりも含めまして、我が国の制度がどうあるべきか、まさにこれが今研究会で鋭意検討されて、あるいはよりよい法律扶助制度の実現に向けて今研究しているところでございます。したがって、私どもの口から今具体的な内容についてどういふのが好ましいという点についてお答えするのは差し控えていただきたいと思います。

○漆原委員 研究会の中でどんな議論がなされているんでしよいか。イギリスの制度も研究されたというところでしよけれども、その思想的背景に

ついで研究会の中では、どのようにイギリスの制度を把握し、日本はこういうふうにいこうというふうな討論されていると思うのですが、どんなふうな討論がなされているか、お答えいただきたいと思っています。

○横山政府委員 お答えいたします。

具体的などころまでちよつと御説明できないところがございすけれども、それぞれの国の制度を今調査して、その実情を踏まえてまいりたい研究しているところでございます。

○八代委員長代理 質問者的確に答えないと、時間がむだになりますから。

○漆原委員 この点は、もう結構でございます。調査結果が出てから、また検討したいと思ひます。

私は、できるだけ多くの人に憲法の保障を、主的にこれを保障する制度というふうには大臣もおっしゃっているわけですから、本当にだれもが利用できるような制度にぜひ広げてもらいたい、こう思ひます。

本当に、最低限でしようけれども、生活保護を要する水準にある国民について、これは保護世帯じゃなくて、生活保護を要するという水準にある国民については、訴訟等の結果、金銭的成果を得た場合以外には、原則として償還義務を課さない、このくらいのところまでは何とかレベルアップをしてもらいたいと思うのですが、大臣、いかがでしょうか。

○下福葉國務大臣 法律扶助制度につきましては、実は委員御承知のとおり、年々国の予算もこういうふうな財政状況の中ふえているのは事実でございます。本年度は、たしか四億三千万ぐらいですね。だから、トータルでいきますと数十億まで来ていると思ひます。

今お話しのように、償還を原則としてやっていると、お話しのように、生活保護を受けている人との兼ね合いにおいてどうかというふうなことも私も見てまいりますと、今の実態はそれより若干上の

ところまで見ている。ただ、先生の意見と違ふのは、それは償還を前提としているところと違ふわけでございますがね。

その辺のところを踏まえまして、研究会でもいろいろ御検討いただいていることだと思ひますので、その検討の結果を待ちたい、このように思ひます。

○漆原委員 それでは、検討の結果を得た上で、またいろいろ議論をさせていただきたいと思ひます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○八代委員長代理 次に、北村哲男君。

○北村哲男委員 民主党の北村でございます。

私は、今回の二法案については、一応賛成の立場で御質問をいたすわけでございます。

ただ、大きい意味で、裁判官あるいは検察官の給与がなぜ人動に基づく一般職の給与と横並びにならなくちゃいけないんだらうかというところ、今回、財政問題ということで一年間据え置きを指定職以上の人はされておるわけですが、それが、比較をしてみるとほとんど司法部の人たちにしわ寄せが来ているという問題があるのではないかと問題。そして最後には、司法部、特に裁判所、検察官の給与というのは、独自の体系でつくるべきではないだろうか、そういう三点から質問をしたいと思います。

今回の法案の理由説明によりますと、政府においては、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与の改定を認め、その一般の政府職員の例に準じて、裁判官、検察官の給与を改正する措置を講ずるといふふうに先ほど言われました。これは既に何十年もの慣例、恒例というふうになつていふようだけれども、改めて、なぜ裁判官あるいは検察官の給与と体系が一般職員の給与と体系に準ずるのか、その根拠、理由について伺いたいと存じます。

と申しますのは、人事院勧告制度は一般の公務員の労働基本権制約の代償措置として存在するのに対して、裁判官や検察官の給与と体系は決してそ

ういうものではないというふうに思ひます。代償措置という根拠はないと思うのです。

また、裁判官あるいはそれに準ずる検察官の給与と体系は、司法の独立の観点から一般の公務員とは別に考えるべきであつて、それにもかかわらず、給与だけに関しては、人事院勧告のもとに一律横並びというふうな感じというのがなかなか納得できないと私は考へておるわけですが、それでも、そのあたりについての納得がある説明をいただきたいと存じます。

○山崎(潮)政府委員 お答え申し上げます。

まず、一般職の給与法でございますが、これが裁判官、検察官に準用される根拠でございますけれども、これは、裁判官の報酬等に関する法律、今御審議いただいておりますが、この九条、十条に根拠がございす。また、検察官につきましても、検察官の俸給等に関する法律の一条に根拠がございす。

いずれにおきましても、裁判官及び検察官の給与につきましても、それぞれ一般職の職員の給与に関する法律等の適用を受ける職員の例に準じた取り扱いによることとされているわけでございす。これが根拠になつていふわけでございす。

○北村(哲)委員 私は法律上の根拠を聞いたわけじゃなくて、合理的根拠があるのか、その法律について。そうすると、その法律そのものに合理的な根拠があるかどうかということになるのです。しかし法律云々を言うわけにはいきませんけれども、法律の根拠というよりも、私が言ったような、裁判官の給与と体系というのは、そういう準ずるといふ法律があるにしても、もっと別の根拠を持つてその法律ができていふはずだといふふうな思ひわけですが、そのあたりは再度聞いてよろしいでしょうか。

○山崎(潮)政府委員 実質的な根拠でございますけれども、確かに裁判官、検察官の給与と制度につきましては、一般職とは若干違ふ点がございまして、責任の重さ、職責の特殊性、さまざまな要素があるわけでございす。そういうものをあつて

度反映させるという点が当然必要になるわけでございす。これは確かに一般の給与に準拠して定められておりますけれども、その中でも、ある程度の格差を保ちながら優位な位置づけがされているという点では配慮がされていふわけでございす。

しかしながら、同じキャリアシステムのようなシステムをとっている公務員と、裁判官、検察官、そういうものにつまましては、やはり給与全体の中でバランスをとつて考える必要があるという要請もございす。そういう点も考慮いたしまして、やはり優位を保ちながらでもバランスをとつて構築していく、こういう思想に基づいていふものでございす。

○北村(哲)委員 ただいまのところはそういうふうにお伺ひしておきたいと思ひます。

ところで、ことしの八月四日に、いわゆる人事院勧告なんですけれども、人事院から立法院、すなわち総理大臣及び衆議院、参議院議長あてに二つの文書が出されました。一つは「報告」といふ書面であり、もう一つは「勧告」、いわゆる人事院勧告という書面でございますが、1の「報告」を見ますと、これは専ら一般職の職員の職業環境とあるいは給与の状況についての調査報告であつて、2の「勧告」は、その報告書を根拠にした給与改定の勧告であります。

それで、その1の「報告」の中には、例えば「新たな時代に対応した人事管理」とか、あるいは「高齢者雇用制度の検討」など、裁判官とか検察官の職業環境には必ずしもそぐわない内容のものもあるわけですね。こうした報告や勧告がベースとなつた給与と体系に本件の法案が準ずるといふことは、同じ思想が裁判官とか検察官の給与と体系の中の思想的背景になつていふのではないかと、このことにはなつていふと思ひますけれども、そのあたりはいかがですか。

〔八代委員長代理退席、委員長着席〕
○山崎(潮)政府委員 ただいま御指摘の点、さまざまな要素はあろうかと思ひますけれども、先ほ

ど申し上げましたように、一般職の給与の考え
方、それに準拠してということでございますの
で、必ずしも全部そのとおりということではござ
いませんが、基本的なところにつきましては、同
じ国家の一員として働く立場といたしましては、
そう大きな違いはないということから準拠させ
ていただいているわけでございます。

○北村(哲)委員 その中に、また関連するのです
けれども、さきに述べた「報告」と「勧告」のほ
かに、同日付で人事院が「給与勧告の説明」とい
う文書を出しております。この中には、人事院の
八月四日付の「報告」の中の第2の4の(1)とい
うところに「公務員倫理の確立」あるいは「厳正な
懲戒制度の運営」という項がありまして、その中
に「期末・勤勉手当」という項があります。その
中で、指定職員の期末手当の四・〇五カ月分が
全額減額ができるものというふうに書いてありま
す。

こういう考え方は、要するに四・〇五カ月分が
勤務評定によって全額減額可能だということにさ
れるということが今回の裁判官と検察官の給与体
系にも適用されているのでしょうか。もし適用さ
れているとすると、これは能率給のような形で、
まさに普通の民間企業の形、あるいは、ある意味
では公務員の一般職なんかには当てはまる気がしま
すけれども、裁判官と検察官の仕事にはそぐわな
いような内容に思われるので、そのあたり
はいかが考えますか。

○山崎(憲)政府委員 ただいま御指摘の点、指定
職員でございますけれども、これにつきましては
は、現在は減額がない期末手当が支給されてお
りまして、今回の一般職の給与法の改正案におき
ましては、期末手当を廃止いたしまして、これにか
えて期末特別手当という減額ができる手当を支給
するということになったことは確かでございます。

なぜこのようなものが導入されたかということ
でございますけれども、近時、高い職責を担う公
務員の不祥事が契機となっているわけございま

して、公務員に対する国民の批判が高まっている
中で、特に高い職責を有し、職員の範たることが
期待されております指定職員について、懲戒処
分を受けるなど期待を裏切るといような事態が
生じた場合にまで常に定率の手当を支給すること
は相当でないという、国民のまた納得も得られな
いだろうという考えから導入されたわけでござ
います。この点は、指定職に準じて報酬、俸給が
定められております裁判官、検察官についても同
様であるというふうに考えて導入したわけでござ
います。

この期末特別手当につきましては、性格的に
は、通常の場合にはこれまでの期末手当に相当す
る額を支給いたします。しかしながら、懲戒処分
を受けるなどの成績が良好でない場合には、その
評価に応じて減額することができるといもので
ございまして、懲戒等の明確な勤務成績不良、こ
うい場合以外に例外的に減額を肯定するものでござ
いまして、いわば通常の査定、こういうものを持
ち込むわけではございません。本日に、絶対評価
という形で導入されておるわけでございます。

○北村(哲)委員 今の御説明ではありますけれど
も、今批判を浴びている問題についてはもちろん
ん、この間のいろいろな接待事件あるいは厚生省
の問題、さまざまありましたけれども、それを受
けたからといって、そういうものがある意味の根
拠にしてきた法律を、どうして検察官とか裁判
官に持ってくる。私は、もちろん検察官、裁判官
も人の子ですから、間違ったことをする人もい
ると思えますけれども、しかし、制度そのものを
持ち込むということは、非常にそういう不信感を
基礎にしているわけですから、どうも考え方、思
想が違ふような気がしてなりません。恐らく現場
の人たちも、いわばとぼちとぼち、どうしておれ
たまでこういうことになるんだというふうな感じ
を受けるのではないかと思っています。

特に、憲法七十九条、八十条は同じことに関係
して、「裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額
の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減

額することができない。」とうたっております。
また、裁判所法でも同じように、その意に反する
報酬は減額ができないというふうになっています
が、この趣旨は、特に裁判官は憲法と良心に従
って裁判事務を行う、それに対して一種の勤務評
定的な減額を行ってはならないという趣旨もこの中
に入っているような気がするのです。

そういうふうな観点、憲法上の観点。報酬を規
定するというのは、その地位を特別にほかの人に
干渉されないというふうなところで憲法も保障
し、法律も保障しているのです。それを、勤務形
態からいえば確かに国家からお金をもらってい
る。そして同じく、大学を出て試験を受けて官庁
に入るという意味では似ているけれども、そうい
う形態ばかりにとらわれて、仕事そのものから物
を見ていない。仕事そのものを評価する重要な基
準は、やはり給与の問題も大きな問題だと思つ
てすけれども、憲法上の問題あるいは裁判所法と
の観点から、その点についてもう一度御説明をい
ただきたいと思つています。

○山崎(憲)政府委員 ただいま御指摘の憲法上の
問題でございますが、確かに裁判官は地位が保障
されておりますが、その中で、特に給与面に関し
ましては、報酬については減額されないという保
障が憲法上ございまして、

この報酬につきましては、月々支給される報酬
を指しているわけでございます。いわば手当に
当たらない、報酬以外の手当に当たるものにつ
いては憲法上保障しているものではないと思つて
いたが、いま、法律上の手当であるということ
になるわけでございます。まさに、裁判官の報酬
等に関する法律でも、報酬以外の給与について
は、一般職の例に準ずるといような定め方がさ
れておりまして、今回も、対象になりますのは期
末手当でございます。いわば報酬ではないという
ことでございますので、その点は問題はないとい
うふうに考えております。

○下村(憲)政府委員 北村先生のおっしゃることは
よく理解できます。これは懲戒等特別の場合の例

外規定でございますので、一般的にはこのよう
なものの適用はない、こういうふうにご理解いた
だいていいと思います。

○北村(哲)委員 今の山崎司法調査部長のお話で
ちょっとひっかかる点があるのですけれども、期
末手当だから関係ないのだというふうなお話なん
ですけれども、今、給与体系というものは、民間
を含めて、基本給というのを非常に少なくして、あ
と能率手当、勤務手当その他のさまざまなものを
加えて総合的な給与体系にしているのですよね。
それが民間でも、それは退職金等も関係するわけ
でしょうけれども、非常に少なくしている。しか
し、実質賃金というものは全部を含めたものにな
っていくのですけれども。

それを今、今まで公務員はそういうことは関係
なくて、基本給が非常に多いところで、あとな
かのいろいろな勤務地手当とか通勤手当、扶養手
当がふえているのですけれども、だんだん基本給
が少なくなつて、そのほかのものをふやす傾向に
なっているわけです。そうすると、私は特にこの
四・〇五カ月分の期末特別手当というものがかな
り報酬の中の重要なファクターを占めてくるよう
な気がするのです。関係ないからというふうにし
てくると、だんだん自分たちの身に迫ってくる
という、実質報酬、報酬とは名ばかりのものに
なってくるという可能性があるのです。私はその辺
は十分に注意していくべきだと思っております。

ということで、次の質問に移りますけれども、
よく法曹三者というふうに言われます。裁判官あ
るいは検察官あるいは弁護士というふうになつて
ますけれども、人事院勧告は、民間との格差
をもとにして給与を査定していくという方法を
とっておるわけですね。そうすると、もう一つの
わが法曹三者の民間である弁護士の年収調査と
か、そういうものと比較してみるのも一つの考
え方だと思います。具体的な調査とか、そう
いうふうなことをしてごらんになったことはあ
るのか。またあるいは、将来そういうことを、ある
意味の独自の調査をされるということを考えてお

られるのでしょうか。

加えて、諸外国の例と常に言うのですが、もし御調査であれば、よその国なんかの法曹の給与というものはどういふふうなものなのか、そのあたりをお調べであれば御説明を願いたいと存じます。

○保安政府委員 お答えします。

同じ法曹資格を有する弁護士と裁判官、検察官の報酬が著しくかけ離れておりますと、事実上、皆さん弁護士の方になられて、裁判官、検察官になる者が非常に少なくなるということになりまして、大変困った事態でございますので、我々も常に、弁護士の報酬がどの程度であるかということについては重大な関心を持っておりまして、いろいろなルートを通じて情報収集に努めているところでございます。

弁護士の報酬というものを性格上、正確に把握するということはなかなか難しいわけではございません。なお、諸外国の法曹に比べてどうかという点でございますが、今手元に具体的なデータを有しておりませんが、私どもが承知している限り、日本の裁判官、検察官の報酬は、例えば欧米諸国の対応官職の報酬に比べて、決して遜色はないというふうに理解しております。

○堀籠最高裁判所長官代理者 最高裁の方から答弁いたします。

弁護士の収入実態につきましては、組織立った把握はいたしておりませんが、近年展開しております弁護士任官者からの事実上の説明を受けるなど、実際上は、一定の範囲で実情をかいま見るといことはできると言っているのではないかと存じます。

弁護士の収入との比較でございますが、ただいま申し上げましたような観点からの把握によりまして、弁護士は、個々人によって収入に相当のばらつきがある、それとともに、事務所経営という面から相当の必要経費が認められるというように、ことごとくございまして、裁判官の報酬と一義的に比較しにくいという面はあるわけでございますが、

全般的な印象では、裁判官の報酬、弁護士一般の収入というものを比較すると、裁判官の収入がそれほど劣ってはいないのではないかと印象は持っているところでございます。

○北村(哲)委員 確かに、弁護士は、ある面ではビジネスみたいなところもありますし、個人営業的なところがありますから、比較がなかなか難しいというところはよくわかります。しかし、近年、昔のように弁護士になればすぐ独立して仕事をやるのではなくて、多くの人はサラリーマン弁護士のような形で弁護士事務所勤めておられる傾向が非常に強い、また勤める時間も非常に長くなつてきている。そういう意味では、今御説明があったのは、私もそれこそ十年前から同じ説明を受けているのですけれども、弁護士の世界も、同じビジネスの世界といえながらも、相当実態が変わってきているというふうにも思われます。ですから、また改めて独自の調査をおやりになって、そのあたりの比較ということも御検討されることを私は望んでおきたいと思っております。

次に、対応金額スライド方式という形が裁判官あるいは検察官の報酬あるいは俸給体系に過去四十年以上も取り入れられていたというふうになつておられますけれども、この対応金額スライド方式というものはどういふ趣旨のものでしょうか。

○山崎(潮)政府委員 この対応金額スライド方式というものでございまして、裁判官の報酬月額と検察官の俸給月額を特別職及び一般職の俸給表の俸給月額と対応させまして、同じ改定率でその改定額を定めるという方式でございます。

例えば、具体的に申し上げますと、判事一号を例にとりますと、この報酬月額が指定職十一号の俸給月額に相当してございまして、両者について同額の改定が行われるということの意味するわけでございまして。ですから、指定職十一号の方が一％アップということになれば、判事一号についても一％アップになる。連動というかスライドということ、そういうことを意味しているわけでございます。

○北村(哲)委員 今の御回答でよろしいと思うのですけれども。

昭和六十年十二月十日付の、十二年前のものですが、そのころに、やはりいわれる完全実施ができなかったという例があったようです。このころの法務委員会の議事録を見ますと、当時の櫻井最高裁人事局長が、裁判官と行政官の格差について、判事補については一・二倍から一・三倍、十年経過後、判事になったときの差が一・七倍、その後、行政官との関係では、だんだん縮まってきて、一・四倍ないし一・五倍の格差があると報告しておられます。

十二年経過した今日の状況では、この格差というものはどのような形になっているのでしょうか、お調べになつておれば御説明を願いたいと思っております。

○山崎(潮)政府委員 完全な具体的な数字はわかりかねるのですが、一般職との格差でございますけれども、指定職になりますと、手当等が、例えば扶養手当とか勤続手当とか、そういうものがなくなりまして、もちろん超勤の手当も一切ございせん。そういう点では、一般職の職員の方はそういうものは全部支給されるということでございますので、俸給額で比較しますと相当な格差があるということになろうかと思つてございまして、そういう手当をすべて入れますと、概算でございますけれども、二割程度は高いということにはなりません。そんなに大きな格差があるということではないだろうというふうに理解しております。

○北村(哲)委員 前の報告では、十年後になると行政官との差が一・七倍というのをはかりました。よ、今二割くらいとおっしゃいましたけれども、そのあたりは同じなのではないでしょうか、今でも。

○山崎(潮)政府委員 私、今申し上げましたのは、俸給で比較しますとそういうことが出てくるかも知れませんが、裁判官の方には手当がない。一般職の方には手当がございまして、それで比較していくと、そんなに大きく差はないというふうに申し上げているわけでございます。

○北村(哲)委員 わかりました。

ここで大臣にお伺いしたいと思います。

大臣とは参議院の法務委員会のこと、裁判官とか検察官の給与についての審議に御一緒に参加させていただいた。そこでよく同じような議論をしたのですが、一般論で結構なのですが、裁判官とか検察官の給与は、今までの議論のように基本、公務員に準ずるという形で決めてよいものでしょうか、あるいは別の考えで、全く別の形の体系というものを考えるべきであらうかということについて、大臣の御所見を聞きたいと思つております。

○下福園國務大臣 お答えいたします。

裁判官それから検察官は司法に殉ずるということと、三権分立いたしているわけでございます。そういうふうな意味からは、今御説のとおり、現行の体制は、国家公務員というふうな枠の中でとらえて、そしてそういうふうな中で、今政府委員から御報告申し上げましたように、裁判官、検察官の特殊性にかんがみ、ある程度の俸給上の優位性というふうなものをいろいろ御配慮されて今日まで来ているわけでございます。

大きな流れはそういうふうなことでございまして、細部の点々いろいろ見えますと、いろいろ意見もあらうかと思つてます。ですから、現在こういうふうな体制になつてきていることは私はやむを得ないというふうな感じがいたしております。しかし、先ほどちょっと意見として申し上げましたが、全体として、日本の司法というものがいかにあるべきかという議論はございまして、そういうふうな中で、裁判官あるいは検察官等々の給与ともいかにあるべきかという一つのテーマにはなっていると思つてます。しかし、これは今直ちにというわけにもまいりませんし、将来の問題として検討すべき問題である、しかし、重要な問題であるというふうな認識いたしております。

○北村(哲)委員 さて次に、平成九年十一月十四日に閣議決定がありました。そこでは、本件の問題に關しては、人事院の勧告どおり実施したいところだが、財政事情及び国民的課題である行政改

革などを勘案して、指定職については一年間据え置きとし、来年平成十年四月一日から実施するというふうにしております。本案もこれを受けて横並びの措置となっております。しかし、さきに新進党の上田先生からも御指摘がありましたように、行政改革とか財政改革あるいは財政上の緊急事態というのは、司法権の位置づけとはもう次元の違う問題であろうと思うわけです。

それ、さらに行政改革とかあるいは規制緩和等々いろいろなものを受けて、司法部の役割というのは今後これからはもっと大きくあるという強くなるはずはないというふうに私は思うわけです。そういう観点から見ると、行政の施策のツケが司法の方にそのまま回ってきているような感じがするのであれば、その点について、裁判所は閣議決定の趣旨等を司法権の独立という立場からどのように受けとめているのでしょうか。

○堀籠最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。ただいまの質問は司法部の役割の重要性に対する温かい御理解の上でのものと感じているところでございます。

御指摘のように、指定職以上に相当する判事以上につきましては当面凍結され、来年の四月一日からの施行という内容の法案となっております。国家財政が極めて厳しいという状況の中で、裁判官も国家公務員の一人であることや裁判官の報酬はこれまで一般の政府職員に比べ一定の優位性をもって定められており、さらに、その優位性を前提として一般の政府職員についてのベースアップが行われた場合には、いわゆる対応金額スライド方式によって報酬改定が行われるという裁判官報酬法十条を初めとした報酬体系等からいいますと、今回の当面凍結という措置は私どもといたしましてやむを得ないものであって、司法の独立という観点からも直ちに問題になることはないという認識でございます。

○北村(哲)委員 それにしても、先送りの対象となった一般の公務員の指定職公務員は新聞による

と約千五百人というふう聞いております。これは国家公務員五十数万人中の千五百人ですから、その比率は極めて低い、ほとんど問題にならないぐらゐの数であって、しかも金額から見ると、すべての国家公務員に完全実施した場合の国庫負担が一千四百二十億円と言われておりまして、この中で千五百人の者だけ一年間実施を先送りしたことにする浮いた利益はたった十億円のですね、これも新聞による情報なのですけれども、千四百二十億円のうち十億円しか儉約になっていないというのが今回の人事院勧告の不完全実施の中身。

しかし、裁判官とか検察官となると該当者は全然違って、私の記憶では恐らく裁判官は半分以上、三分の二ぐらいが対象になってくると思うのです。検察官だって同じだと思ふですね。そのあたりについて、今公務員については五十数万人中の千五百人が対象であるというふう聞いておきます。裁判官は大体二千九百人ぐらいいると思うのですけれども、一体、その中のどのぐらいが該当して、検察官については――まずその点についてお伺いしたいと思います。

○堀籠最高裁判所長官代理者 お答えいたします。裁判官の総数は、委員御指摘のように、約二千九百人でございます。この改正案の実施に伴って改定が延伸される裁判官である指定職以上相当の裁判官は約二千二百人でございます。

○北村(哲)委員 続けて、裁判所にお伺いしますけれども、その場合の削減効果というのは、一体どのぐらいになるのでしょうか。

○堀籠最高裁判所長官代理者 お答えいたします。報酬改定の延伸による削減効果は約五億円でありますというふうに計算してございます。

○北村(哲)委員 同じことを法務省に、検察官の関係についてお伺いしたいと思います。

○保安政府委員 お答えいたします。検察官の総数は約二千二百人であり、そのうち

指定職以上に相当する人員は約千二百人でございます。費用削減効果は約三億円でございます。

○北村(哲)委員 今御説明のあったとおり、これはもう驚くべき数だと思うのです。裁判官については二千九百人中二千二百人が対象、そして、これは六、七割、もうほとんどですね。それから、検察官については二千二百人中千二百人、五〇％を超えている。片や、まさに問題になって、削減しようとした対象は五十数万人中一千五百人なんですね、もうコマ以下のパーセントになっている。しかも、削減効果についても、国家公務員全体で十億円にしかならないのに対して、司法部だけが八億円と、ほぼ匹敵する額を負担する、こういう形の不完全実施というのは非常にへんばなような感じがするのです。

しかもその目的が、私はさっき汚い言葉でツケが回されたというふうに言ったのですけれども、本来負うべきところが負わないで、直接関係ないところが全部負うというのは非常に不合理なような不完全実施の形態だと思ふのです。それはなぜかという、結局、司法部が独立した賃金体系あるいは独立の調査権能、独立した体系を持っていないことからくるこれはもう必然的な結果だと思ふのです。

先ほど言ったように、人事院はもちろん国家公務員に対して勧告とか報告を出して、独自の調査機構を持っておりまして、どうこうしなくてはならない。これはあくまで対象がいわゆる国家公務員という性格のものに対してやるのですけれども、一体、裁判所は、これからの司法改革あるいは司法の制度のあり方ということはいろいろな面から検討しなくてはならないのですけれども、その中の給与の問題について独自の調査、あるいは司法部の報酬とか俸給体系というのはどういうふうにあるべきかということの独自の調査機構というものは持つておられるのか、あるいは将来つくろうとしておられるのか、もう時間がありませんから、そのあたりを聞いて私の質問を終えたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○堀籠最高裁判所長官代理者 裁判官の生活実態の点について申し上げますと、独自に調査するという機構は現在のところ持つておりません。委員御指摘の点は私どもにとっても重要な問題であると認識しておりますので、将来の検討課題にさせていただきますと思ひます。

○北村(哲)委員 裁判所は、司法の独立という観点から、あるいは司法の役割という観点から、これは身分その他ではなくて、給与体系というのは身分の大変重要なファクターを占めるものですから、ぜひそのあたりは、今までのようにすべて横並びというこの面については本当に謙虚というか、あるいは消極的な態度をとっておられるようですけれども、ぜひ独自性を発揮していただきたいということを申しまして、私の質問を終えたいと思ひます。

○笹川委員長 木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。総務庁をお呼びしておりますので、最初に総務庁から御答弁願ひたい。

今年度の人事院勧告の実施に当たりまして、一般職公務員指定職俸給表の適用を受ける職員についてのみ平成十年四月一日実施ですから、丸一年おくらせたわけでありまして、人事院勧告が本来労働基本権を剝奪した代償措置という基本的性格からして、これ自体許されぬものだとは私は考えますが、簡潔で結構であります。指定職の職員についての丸一年実施をおくらせた趣旨についてお答えいただけますか。

○中島説明員 お答え申し上げます。

今回決定いたしました一般職給与法の適用を受ける国家公務員の給与改定につきましては、労働基本権の制約、また良好な労使関係の維持等にも配慮し、指定職以外の職員につきましては勧告どおり改定を行うものとしたしましたが、他方で、危機的状況にある財政事情のもと、財政構造改革の推進についての閣議決定の趣旨等を踏まえ、ま

た、国民的課題である行政改革が推進されている中における国民世論の動向等も勘案し、指定職俸給表の適用を受ける職員につきましては給与の改定を一年延ばすこととしたものでござい

○木島委員 私の実情の趣旨は、なぜ指定職職員についてのみ一年おくらせたのか。俗に言う上級官俸についてのみ一年おくらせたその趣旨、それに限定して聞くかどうか。

○中島説明員 具体的には、御案内のとおり、指定職につきましては、その職務と責任の重要性という観点から、他の一般の職員とは区別して考えられるものというところを踏まえまして、先ほど申し上げた事情を勘案して給与の改定を一年延ばすこととしたものでござい

○木島委員 職務と責任の重要性にかんがみて一年間おくらせた。部下をたくさん持っている、と、今回の財政の大変な逼迫についても責任を持つという趣旨であろうかと。そしてまた、もっと善意に解釈すれば、それによって上厚下薄を幾分か緩めるという付随的な効果も発生するのかもしれない。

それでは、こういう措置によって平成九年四月一日からさかのぼって実施される一般職の職員数と来年度四月一日から実施される指定職の職員数の実数を述べていただきたい。その比率を答えていただきたい。

○中島説明員 お答え申し上げます。

本年四月一日現在の数字でございますが、指定職俸給表の適用を受ける職員の数は一千四百二十名、一般職俸給表の適用を受ける職員総数四十九万三千七十七人に対する割合は約〇・三％となっております。

○木島委員 ざっと〇・三％の値切り率だと思えます。

そこで、裁判所についてお聞きしたいのですが、さきの同僚委員からの質問によって、裁判官については、本年四月一日から実施される裁判官が八百人ですか、来年度四月一日実施、一年先送り

される裁判官が二千百人、合わせて二千九百人という先ほど御答弁いただいたのですが、それでいいのでしょうか。そうすると、割り算をすると値切り率七・二％になりますか、それでいいですか。

○堀籠最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

指定職クラスに当たる裁判官の数は、先ほど申し上げましたように二千百人でございます。

裁判官の数を申し上げますと、簡裁判事を除く裁判官の数は二千百人、簡裁判事の総数が約八百人でございます。このうち指定職相当の裁判官、簡裁判事を除きますと、これは判事以上でござい

ますが千四百人、それから、指定職相当の簡裁判事が約七百人で、委員御指摘のように、指定職以上相当の裁判官は裁判官全体の約七〇％ということでございます。

○木島委員 何か簡判と判事を一緒にしてしまふとごちゃごちゃしてしまうので、簡裁判事を除いて、裁判官についてのみ数字を言っていた方がすっきりしていると思うのですが、要するに、裁判官についてのみ聞きますと、値切り率約七〇％ということになる。

○堀籠最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

検事七百四十八名でございます。率にいたしますと約五五％でございます。

○木島委員 一般の公務員の場合に比較して、私は、今回の措置は余りにも、裁判官、検察官について、報酬引き上げの実施時期について、バランスを失っているんじゃないかと思わざるを得ないのです。

なぜこのようになったんでしょか。

は、先ほど御答弁申し上げましたように、国家財政が厳しい状況のもとで、裁判官も国家公務員の

一員であるということや、裁判官の報酬はこれまで一般の政府職員に比べて一定の優位性を保って定められていること、さらに、その優位性を前提として、一般の政府職員についてベースアップが行われた場合には、いわゆる対応金額スライド方式によつて報酬が改正されるという裁判官報酬法十

法十条を初めとする報酬体系からいたしまして、今回の指定職についての当面の凍結という措置と同様の措置をとつたものと理解しております。

これは、私どもとしてもやむを得ないのではないかと。というふうな考えでござい

○木島委員 要するに、裁判官も検察官も国家公務員じゃないかと、そしてこれらの報酬、俸給は比較的高いではないかと、財政再建の折、協力すべきだ、そういう趣旨だと思ふのです。

し、その理屈は、裁判官に関する限り、それに準ずる検察官に関する限り、やはり通らないと思うのです。

さつき総務庁から聞いたところ、なぜ指定職だけ一年間値切つたのかと、職務の重要性というのを挙げられました。今回、全然準じていないんです。大体任官して十年で判事になるわけだし、

一般の国家公務員の場合、指定職になるのに何年かかるでしょうか。二十年以上かかっているんじゃないでしょうか。二十年以上かかっているん

で右へ倣えさせられてしまったわけでありまして、実態が全然違ふんじゃないかと思わざるを得ないのです。総務庁の考えも、突き詰めて見ると、今回は管理的立場にある公務員に限り我慢してもらおう、そういう趣旨だと思ふのです。

それなら、裁判官についても、例えば高裁長官とか地裁所長など司法行政事務を行っている裁判官会議、司法行政事務は裁判官会議では行っているのですが、その裁判官会議を経た裁判官、これは裁判所法十

法十条、二十九条でちよつと格が違ふ。そういう管理的な地位にある裁判官にのみ、地裁所長、高裁長官についてのみ一年間実施をおくらせるというのがバランスのとれたやり方だったのではないのでしょうか。そうすれば、値

切り率も、裁判官、検察官についても大体〇・三％とか、そういう数字になってバランスがとれたんじゃないでしょうか。なぜこういう手法を今回とらなかつたのか、そこを聞きたいのです。まず最初

○堀籠最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

判事につきましては、一般職の中の指定職と俸給が対応されているということから同じ扱いにしようというところでやつたわけでございます。また、また特殊の職についている人という観点から、凍結ということとは考えなかつたということ

○木島委員 法務省。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。

検察官の職務の実情に照らしてのお尋ねで、特に、一般検事と申しますか、管理職的な立場にある検察官との比較においての御質問と承りましたので、私の方からお答え申し上げます。

確かに、いわゆる管理的という立場、状況だけから見ますとたまたま委員御指摘のような面もあるかと。思いますが、実際、検察の組織の中では、検察官が他の一般職員に相当する多数の検察事務官とともに仕事をしております。その中で、特にそれだけが独任官庁として勤務をいたしております。検察官の職務は、その他の検察職員、特に検察事務官を指揮いたしまして、そして一つのチームとして管理的な立場で仕事をしているという側面があるわけでございます。そういう点から、全体の検察職員の中での地位ということから見ますと、これは管理的な側面もやはりあるかと思ひます。そういう中で、検察官の立場ということ

ことで、一般的な場合と比較して優位に取り扱っていたという状況が根本的にあるうかと思ひます。

そういう中で、従来から指定職の俸給表につきましては、一般職の俸給表とあわせて、いわば連動する形で評価していただいている、その中のお話ということで、今回の措置につきましては、全般的に見るとやむを得ない措置というふうに考えているわけでございます。

○木島委員 私、法律家になって二十七年になるのです。裁判官になって十年目、検察官になって十年目、部下をたくさん使って指導的立場になんか立つ状況じゃないことを私はよく知っています。それは裁判所も法務省も十分わかるところです。たまたま裁判官と検察官が俸給、報酬について一般国家公務員に比べて非常に数字だというのは、決して部下をたくさん従えて管理の立場にあるからじゃないんですよ。司法権の独立、裁判官の独立という、その職務に殉じて、憲法上の要請で裁判官の報酬が高い、それに検察官も準じているだけにすぎないのであって、そういう観点から見たら、私は、今回、裁判官、検察官の値切り率が五〇%を超える、七〇%を超える、一般国家公務員については値切り率〇・三%というのは、本当に理屈として通らないのじゃないかと考えていることを指摘して、次の質問に移ります。

指定職職員の期末手当の問題についてですが、人事院をお呼びしておりますので、お聞きします。

今回、人事院勧告を出しまして、指定職職員について、期末手当について減額できるという措置が導入されました。勤務成績の良好でない者は減額できるという状況になったようでありますが、その根拠、趣旨は何でしょうか。

○川村説明員 お答え申し上げます。

今回の一般職給与法の改正によりまして設けられます期末特別手当でございますけれども、これは、指定職職員につきまして、通常の場合は従来

と同様、期末手当に相当する額を支給する一方、指定職職員の職務等にかんがみまして、勤務成績が良好でない者につきましては、その者の勤務成績に応じて各庁の長が人事院規則の定める基準に従いまして減額した額を支給することができるということになったものでございます。

○木島委員 どうも趣旨がもう一つ鮮明じゃないのですが、査定するのは各庁の長と言いましたから、各省の大臣ですね。査定されるのは指定職職員、幹部職員。査定の基準というのはどんなものなのですか、人事院。

○川村説明員 お答え申し上げます。

勤務成績が良好でない場合といたしましては、典型的には、戒告、減給、停職といった国家公務員法に基づきます懲戒処分を受けた場合を想定しておるところでございます。これらの場合につきましては、各庁の長の判断で、通常の場合に支給されるべき額の一定の割合を超えない範囲内で減額ができることを基本としつつ、特に悪質な場合に限りましてはこれを超えた減額ができるように人事院規則で定めることを予定しております。

また、懲戒処分を受けた場合以外で減額されるケースといたしまして、嚴重注意や訓告等、国家公務員法に基づく処分ではないですけれども、各省庁それぞれの内規等によりまして何らかの注意を受けた場合、こういうものを想定しているところでございます。

○木島委員 その場合、どのぐらいまでカットできるのか検討は終わっておりますか。

○川村説明員 その内容につきましては、現在検討中でございます。

○木島委員 全部見えてこないのですが……。一般国家公務員はこういう状況だと。さあ、それで裁判所に聞きます。一般国家公務員の期末手当の査定制度がこうやって入ってくるのですが、じゃ、指定職に相当する裁判官、さっき言ったように、裁判官に任用してから十年目以上、検察官についても十年目以上、この指定職に相当する裁判官並びに検察官の期末手当について

はどうするおつもりですか。

○堀籠最高裁判所長官代理人 お答えいたします。

今回、指定職に対して新設されます期末特別手当につきましては、裁判官の報酬法第九条の規定によりまして、指定職に相当する裁判官にも準用されることとなりますが、これを受けまして最高裁判所規則で期末特別手当に関する定めを置くことになるかと思ひます。

期末特別手当を準用するという形で導入するにつきましては、裁判官の職務の特殊性に配慮したものが必要でありまして、とりわけ裁判官の職務の独立を害するような事態を招くことがあってはならないというふうに考えているところでございます。

一般職給与法の改正法によりまして、期末特別手当が減額される場合として、懲戒処分を受けたときと、それ以外に、勤務成績がよくないときを規定しているところでございます。

そこで、まず勤務成績についてでございますが、そもそも裁判官の職務は、基本的に独立性が高く、その担当する事件も種々さまざまでありまして、それ自体、勤務評定になじみにくいものであります。そして、三ヶ月、六ヶ月、十二ヶ月という短期の期間で成績を論じることが、事柄の性質上困難であり、また相当でもないというふうに考えているところでございます。したがいましめて、期末特別手当を減額するというようなことは、成績がよくないという理由でやることは考えておりません。

一方、一般職の懲戒処分に相当するものとしたしまして、裁判官の場合には裁判官分限法による懲戒の裁判というものがございまして、これは厳格な手続で言い渡されているところでございまして、委員御承知のように、まず一審が高等裁判所で五人構成の合議体でやる、それに不服がある場合には最高裁の大法廷で判断してもらって、こういう厳格な手続でやられておりますので、このよう

な懲戒の裁判を受けた場合に減額を行うというこ

とは、その場合に限れば決して裁判の独立を害するといふものにはならないのではないかとこのように考えているところでございます。

そこで、最高裁といたしましては、このように裁判官分限法による懲戒の裁判を受けた場合に限定して減額を行う方向で期末手当の導入を考えているところでございます。また、率につきましては、減額率を定率なものとして固定することにより裁量が働かないようにするのが相当ではないかという方向で検討を進めているところでございまして、結論といたしまして、最高裁といたしましては、このような形で導入することにより、裁判の独立の侵害のおそれというものが無いような配慮をいたしたいと考えているところでござい

ます。

○木島委員 その配慮、まことに結構だし、当然のことだと思ひます。

裁判官分限法によると、どうした場合に裁判官が懲戒処分、分限にかかるか書いていないのです。ただ、手続が非常に厳格だ。懲戒権者、任命権者が懲戒権を持っていないということも特殊だと思ひます。こういふ厳格な手続を定めた趣旨は裁判官の独立を守るということであることは間違いないのです。

そこで、最近五年間の裁判官分限件数を教えていただきたいと思います。

○堀籠最高裁判所長官代理人 裁判官の分限について、過去十年間の状況について御説明申し上げます。監督責任が十一件、判決原本に基づかない言い渡しをしたものが一件、それからほかの事件に介入したものが一件、記録を紛失したものが一件、酒気帯び運転が一件というぐあいになっております。

○木島委員 私、訴追委員もやっているのですけれども、訴追委員会でも議論してもいいような事件のほんのまたその一部のみが実際には分限事件として手続が行われているということだと思ひます。こういう場合にのみ限って今回の期末手当の減額ができるという状況が作り出されるのであ

れば、ある程度裁判官の独立は守れるかなとも思
うわけでありまして、ぜひ歯どめとして、そこ
は絶対崩さないでほしいと思います。

私は、むしろそんなものも要らないのであつ
て、国家公務員指定職について、期末手当に関し
て減額できるという規定をつくられようとも、そ
れはそこの行政公務員としてのあるべき姿から
の発想であらうから、司法部としてはそんな制度
をつくる必要はないんだという立場に立っていい
と私は思うのです。今後の問題だと思つて、
で、そういう私の意見もひとつ参考にしてこの問
題に取り組んでいただきたいと思うわけでありま
す。

実際に、期末手当というのは非常に大きいわけ
でありまして、今、年間合わせると四カ月分を超
えるわけです。基本的な俸給の四カ月分を超えるわ
けですから、非常に大きい金額でありますから、
こんな形で、勤務成績不良という烙印を押されて
期末手当がカットされるようなことがあったら、
裁判官の独立がそこから侵害されてくる、裁判の
統制が上から始まってくるということになります
から、ゆめゆめそんな制度はつくりたくないでし
いと思うわけでありまして。

続いて、勤勉手当についてお聞きします。これ
は総務庁か人事院。

今回、一般職職員について、勤勉手当について
も制度がえが行われるようであります。端的に言
いますと成績率の幅の拡大と聞きますが、簡単に
いいますと、どんな制度に今なっているのか、それをどう
しようとするのか、御答弁願います。

○川村説明員 お答え申し上げます。
一般の職員の勤勉手当の成績率に關してござ
いますけれども、人事院規則及び通達の改正をい
たしました。その主な内容でございますけれども、
も……(木島委員「いつ」と呼ぶ)先般二十五日
付で行いました。(木島委員「今月二十五日です
か」と呼ぶ)はい。

人事院規則の改正でございますけれども、これ
は勤勉手当の成績率の幅につきまして、従来百分

の四十以上、それから百分の九十以下の範囲内で
各庁の長が定めるものとされておりましたのを、
百分の百二十を超えない範囲内で人事院の定める
ところにより各庁の長が定めることといたしました

次に、人事院の定めといたしましての通達を改
正いたしました。勤勉手当の成績率につきまし
て、勤務成績が特に優秀な職員は百分の八十以
上、それから勤務成績が優秀な職員は百分の七十
以上、百分の八十未満、勤務成績が良好な職員は百
分の六十、これら以外の職員につきましては百分
の六十未満とする適用基準を新たに設定したとこ
ろでございます。

なお、このほか、懲戒処分を受けました職員の
成績率の運用の目安としまして、課長通知を発
出したしまして、停職の処分を受けた職員の場合
は百分の三十、それから減給の場合は百分の四十
十、戒告の場合は百分の五十を基本とするように
したところでございます。

○木島委員 最下限は百分の三十ですか、停職処
分を受けた場合の。それは最下限と聞いていいの
ですか。

○川村説明員 停職の場合は百分の三十を基本に
するということでございます。いろいろな状況
によりまして、それ以外の数字もあり得るという
ふうに考えております。

○木島委員 簡単に言うところ、現行は百分の四十か
ら九十の範囲内で査定していた。しかし、今度こ
れが上は百分の百二十、だからプラスになってい
るわけですね。下は限りなくゼロに近い。大変な
査定が導入された。しかも、これが今月二十五日
に通達が出た。恐るべきことだと私は思うので
す。

さて、そういう状況が一般国家公務員に入っ
てきた。そこで、裁判所、これは判事補、簡易裁判
所判事のはんどすべてが一般職相当として勤勉
手当が定められています。現在の運用の実態はど
うでしょうか。

○堀籠最高裁判所長官代理者 お答えいたしま
す。

委員御指摘のように、勤勉手当は判事補と五号
以下の簡易裁判所の判事に支給されているところ
でございますが、勤勉手当の成績率について申し
上げますと、裁判官の職務は独立性が高く、その
担当する事件もさまざまであることから、勤務評
定になじみにくい性質のものであります。実
際の運用といたしましては、均分して支給してい
るというのが実情でございます。

○木島委員 結構なことだと思つたのです。
それで、一般職国家公務員については、人事院
が今月二十五日にそういう通達まで出して、最大
百二十、最低ゼロ。こんなすさまじい査定をこれ
からやろうとしているのですが、これを受けて裁
判所は今後どうするつもりでしょうか。

○堀籠最高裁判所長官代理者 お答えいたしま
す。
今般の一般職の成績率の幅の拡大によりまし
て、裁判官についてもそれに準じて成績率の幅が
拡大されるという法的可能性はあるわけござい
ますが、判事補の職務内容というものが先ほど申
上げましたとおり変わらない以上、運用実態も
実際に変える必要はないのではないかと、運用実
態も考慮しているところでございます。

○木島委員 ぜひそういう立場を堅持して、裁判
官の独立を守ってほしい。
最後に法務大臣に、今私が幾つかの点を指摘し
ましたが、今一般国家公務員の中に持ち込まれよ
うとしている差別化ですか、査定の強化、これを
唯々諸々と司法部、裁判官にも導入していったら
大変なことになって、裁判官の独立が基本から崩
されていくということは明らかだと思つたのです
ね。

今回の人勸実施の問題について、私、さっき言
いましたように、ちょっと国家公務員に右へ倣え
し過ぎていないかというので大変指摘し
たわけでありまして、これから裁判官の独立、検
察官もそれに準じた独立、これをしっかり守ると

いう立場に立っていただきたい。御決意のほどを
お聞かせいただいて、質問を終わります。

○下堀案國務大臣 御説を十分体しましてやっ
てまいります。

○木島委員 終わります。

○笹川委員長 保坂展人君。

○保坂委員 社会民主党の保坂展人です。
本日議題の裁判官及び検察官の報酬並びに俸給
の引き上げに関する議題については、人事院報告
の完全実施を強く求めたいということを要望いた
しまして、本日は、国籍法に絡んだ点について伺
いたいと思つた。

実は、十月十七日に最高裁でこのような判決が
あったわけなんです。日本に來日をされて十年
たった外国人女性と、そしていわゆる婚外子、婚
姻に基づかないお子さんが生まれて、從來だと出
生前の胎児認知ということが条件づけられていた
のが、実はこの外国人女性の場合は、事実上破綻
関係であった日本人男性と夫婦でありまして、し
たがって婚姻の関係があったわけで、別の、この
子供の父親自身が胎児認知をすることができな
かった。こういう事情で、最高裁判所が、出生後
の日本国籍を認めるという判決を出したわけ
です。

これは大変画期的な判決だったと私も思うわけ
です。しかし、今回の最高裁判決をよく読んで見
ますと、大西裁判官が補足意見をかなり長く述べ
られておりまして、親子関係不存確認の手續を
すべき期間及びその認知の届けの仕組みにつ
いて、具体的に最高裁判決は述べていないわけ
です。これについては、立法的な解決を待つかな
いというふうな補足意見で結ばれているわけ
です。早速、判決が出て間もないと思うのです
けれども、法務省の方でこのための準備をどのよう
に始められているのか、伺いたいと思つた。

○森脇政府委員 お答えいたします。

この最高裁の事例は、今委員御指摘の事実関係
に基づくものでございまして、母が別の男性と婚
姻関係にあるために、その者との間で嫡出推定を

受けてしまふ、したがって胎児認知ができないといった場合でございまして、この最高裁判決では、戸籍の記載上嫡出の推定がされなければ日本人である父により胎児認知がされたであろうと認めるべき特段の事情がある場合には、国籍法二条一号に準じて、生来の日本国籍が認められる、こういう判決でございまして。

したがって、この判決で言っている事項といひますのは、非常に例外的な事件についてされた事例的な色彩の強い判決でありまして、その要件を見ても、嫡出推定を受けていることのほかは、非定型的な要件が示されているだけでございまして。したがって、この判決から直ちに実務の取り扱いを一律には定めがたいのでございまして、かといつて、ではこれを法律にたやすく規定できるかというところ、これも困難な面がございまして、この取り扱いにつきましては、目下慎重に検討しているという段階でございまして。

○保坂委員 これはちょっとややこしい話なのですけれども、このお子さん自身が平成四年の九月十五日に生まれていてわけですね。ですから、事前には胎児認知ということができなかった。それでその後、十一月に協議離婚されて、今度、十二月十八日から親子関係不存確認調停の申し立てが始まるわけですね。そして、これは争いがなかったということで平成五年六月に審判確定して、直ちに父親が認知の届けをした。

最高裁の判決は、九月十五日にこの子供が生まれて、そしてお父さんがその認知届けをしたまでの期間を出生時というふうにはやや広義にとらえている。しかし、これはかなり、子供の間の平等というところを、国連子どもの権利条約も含めて、やはり生まれてくる子供に罪はないという発想で、ぎりぎりの解釈をされているのです。ですから、これを例外的だというふうにおっしゃるならば、ちょっと最高裁のこの判決が意味をなさないのではないかと思うのです。

具体的に伺いますけれども、例えば同様のケースの場合、この事件のケースの場合には三カ月ほ

どで親子関係不存の確認が出されていますけれども、半年してそれが出されて、裁判も何か争いがあつたりして何年か及んだというところ、例えば生まれて認知までの間、一体どのぐらいの期間、これは最高裁の判決では、遅滞なくとか、速やかに、親子関係不存の手続を早くしないといふ、そして、確認が出たら、速やかに認知手続をすること、こういう表現なんですから、それはどの期間を指すのですか。

例えば今、例として挙げますと、六カ月たつて、そして二年ぐらいたつた場合、ですから、生まれて三カ年ぐらいたつた場合も、「出生の時」というふうにくる解釈はできるのかどうか。これをお答えいただきたいと思ひます。

○森脇政府委員 大変難しい質問でございまして、この判決にあらわれた事例というものは、出生から親子関係不存の調停申し立ての間がおおむね三カ月、それから、その審判確定から認知の届け出までが十二日でしたか、そういう事例でございまして、今委員御指摘のとおり、これが多少期間が延びたらどうなるのかというところは、これは非常に線引きが難しい問題でございまして、今こゝで直ちに、六カ月であればどうだというお答えはいたしかねるところでございまして。

○保坂委員 それは、だめだとも言えないということですね。

○森脇政府委員 個々の事案について検討せざるを得ないという意味でございまして。

○保坂委員 今回の最高裁判決は、胎児認知ができる子供と、そして事情によつてできない子供、子供は親を選べないし、どういう形での出生を子供自身選択できない。これは当たり前のことですけれども、そうすると、やはり最高裁判決では、著しい差異が生じないというふうになっているわけですね。ですから、そこは非常に子供の間の平等ということとをきちっと押さえた判決であり、嫡出子と非嫡出子という区別も、海外から指摘されているように、国連でも指摘されているように、これは差別してはならないという流れを踏

まえた判決だと思ふのです。ヨーロッパ各国でもおおよそ、未成年の間に認知があつた子供は国籍を取得できるとされているわけですね。

どうでしょうか、我が国でもこうした方向に倣つて国籍法を改正していくことを検討すべきときではないかと思ふのですが、ぜひ前向きな答弁をお願いします。

○森脇政府委員 この最高裁判決は、日本人の父と外国人母との間の子が出生により日本国籍を取得するためには、その両親の婚姻あるいは子の出生前の認知、胎児認知ですね、それによつて日本国籍を取得するのだ、こういう前提を踏まえているわけではございまして、この点は、いわば最高裁の方も是認しているというふうに理解しておるところでございまして。

それから、この判決が言ひます、戸籍の記載上嫡出の推定がされなければ日本人である父により胎児認知がされたであろうと認めるべき特段の事情というくくり方をしておりますので、これが事情取り扱いの一定の基準になるという性格のものではない。すなわち、期間だけを見ればいいのかといったような問題も考えていかなければならぬのではないかと思つております。

○保坂委員 お答えいただいてないのですけれども、国籍法、これを改正するには大変手続が必要でしよう、議論も必要でしよう。しかし、どんな子供は生まれてくる子供も、今回のケースと同じように生まれてくる子供も、ことしも来年もいるかもしれない。その場合にどう取り扱っていくのかというところで、最高裁がこれだけ示して、法務省が何もしないというわけにはいかないと思ふのです。何らかの通達や考え方を示す、これは急がれていると思ふのですが、その点、どうですか。

○森脇政府委員 早期に対応しなければならぬという点は、議員御指摘のとおりでございまして。ただ、先ほど申し上げましたとおり、非常に難しい問題があるという点も御理解いただきたいと思ひます。

います。私どもでも早急にできる手だてをいたしまして、この最高裁判決が出た旨及びこれに基づく取り扱いがされるように、私どもから情報を提供したところをございまして、こういう類似的な事案について仮に申し立てがなされるといった時点では、民事局に対して受理の伺ひなり相談なりという形で、民事局の方で集約できる体制というものを一応とつておるところでございまして。

○保坂委員 なかなか苦渋に満ちた御答弁で、やはり法務行政が今大きく転換しなければならぬというところを最高裁判決は示していると思ふのです。

これは、平成七年一月の、有名になったケースですが、アンデレ君の判決がございまして。この場合には、日本人男性とフィリピン人の女性の間に生まれた、そして両親ともに目の前にはいないというところで、どちらからも認められず、無国籍児というふうになったケースですね。このとき、新聞各紙は、心の通ふ法務行政へとか、判決は出たけれどもというふうなことを書いております。そして、その時期に、百三十数人でしたか無国籍児を入管局は把握しているところを新聞記事等で確認できるのですが、例えば、この判決を受けて、どのような努力、事実確認、そしてアンデレ君のようなことが繰り返されないような措置をしたのか、お答えいただきたいと思ひます。

○森脇政府委員 御指摘の最高裁判決は、国籍法二条三号の趣旨及びその立証責任について最高裁が初めて示した司法判断でございまして、私どもとしても重く受けとめまして、会同等の機会におきまして最高裁判決の内容を各法務局に周知徹底させるとともに、同種の事案が生じた場合には、この判決の趣旨を十分踏まえて、具体的な事実関係を調査して事案に即した適切な処理をするよう指導したところでございまして。先ごろも、こうした事案につきまして、この事案はどうかということとで私ども民事局の方に相談がございまして、当

該事案については、父母不明という事実認定のもとに処理するよう指導したところでございます。(保坂委員「答弁落ち。数はどうですか、現在の無国籍児」と呼ぶ) 私どもは把握いたしておりました。

○伊集院政府委員 お答えします。

平成四年十二月末現在で、外国人登録を受けている四歳以下の者で無国籍としての取り扱いを受けている者が百三十八名ということがございまして、現在、最新の数字でございしますが、平成八年十二月末現在の数字は七百三十四名となっております。四歳以下でございます。

○保坂委員 時間が参りましたので、最後にいたします。

これはぜひ法務大臣に伺いたいことなのですけれども、こうして最高裁が、こういった難しいケースについて、やはり生まれてくる子供に罪はないということを出していただいているわけですね。判決が出たことを周知するのが法務省の役割ではないはずですよ。それこそ行政のできる範囲で最大限の努力をしていただくということをお約束いただきたいのと、もう一つ、冒頭取り上げました問題というのは、嫡出子、非嫡出子の間の問題も絡んでいるわけですね、その差別の問題。

そうしますと、法制審で答申された民法改正、これは選択的夫婦別姓ももちろん大事なのですけれども、嫡出子差別の問題、二分の一相統規定というものが国連の場でたびたび指摘されているということもありますので、こういったことをやはり勇氣を持って推進していただきたいということも含めて、法務大臣、御所見を、きちっとお答えいただきたいと思うのです。

○下種葉國務大臣 第一点の問題につきましては、国籍法の改正になじむかなじまないか、そういうような大きな問題は別といたしまして、最高裁の判決も出たわけですが、私どもとしては、人権尊重の立場から、個々具体的な問題についてはひとつ取り組んでまいりたい、このように思います。

二番目の問題につきましては、法制審の答申等々出たことも承知いたしておりますが、なおかつ、国民の世論がそこまできていっているかどうかというふうなことにございまして、御承知のとおり、先般、総理府の世論調査等々の結果によりまして、まだ国民の多くの意見は、今委員おっしゃるようなところまでではなくて、とどまっていますというのが実情であることも御承知だと思えます。その辺のところも、もう少し国民の動向というものをよく踏まえながらこの問題は判断してまいりたい、このように思います。

○保坂委員 ありがとうございます。

国籍法改正に向けて、やはりこれは基本的なルールを変えるべき時期が来ていると思えます。ぜひ目指していただきたいと思えます。

二番目の点につきましては、もし民法改正がなくなるのであれば、事実上差別状態になっている非嫡出子差別ですね、これに対する何らかの行政的な救済が必要かと思えます。ぜひそのところも考えていただきたいし、一緒に進めていきたいと思えます。

終わります。

○世川委員長 鴨下一郎君。

○鴨下委員 裁判官の報酬それから検察官の俸給に関する法律の一部を改正する法律案に関連しての委員会でありましても、この中で私は、同僚議員の議論を承けていて疑問に感ずるところは、なぜ司法部が、人事院の勧告に基づいて、それに準拠した形で報酬等が決められるのかということについての疑問であります。

大臣、「大蔵省極秘情報」というテリイ伊藤が書いた、ここに「お笑い」と書いてあるので、お笑い一笑に付してしまえばいいのかもわかりませんが、実はこれは、朝日新聞もそうですし各新聞で、おもしろいということ、かなりいろいろな意味で話題になった本であります。

その中に、一連の住専絡みの大蔵スキャンダルに関して、これは大蔵省の主計局の何がしというような匿名の方が、「賄賂だ」ということを証明す

るのはマスコミでも国民でもない。それはもう検察庁ただ一個しかない。警察では当然できない。ところが検察庁だって法務省の一部なんです。法務省は予算で動いてるんです。われわれがその気になれば、明日からすぐ法務省の予算を締められる。金がなかったら、法務省といえども何もできない。「法務省の建物どんなですか。」こういうようなことでありまして、あれは大変ハイテクで、しかもその前には古い文化財的な庁舎を保存してある。こういうようなことも全部大蔵省が予算を渡したからできたんだ。大蔵省の機嫌を損ねたら何もできないんだ、こういうようなことを書いてあるわけなんです。

冒頭申し上げたように、「お笑い」と書いてあるので、一笑に付してしまえばいいと言えはいいでしょうけれども、これはまた出回っていて、現実にはそういうような本をたくさんの方が読んでいます。こういうような中で、私はこういうことは断じてないのだというふうに思っております。そうあるべきだというふうに思っております。ですから、大臣、そういうようなことを踏まえて、国民に多少誤解のある部分があったら、もうこれはとんでもないことでありますので、ぜひこの辺について、大臣のお考えと、それから法務省はこうして独立しているのだというようにことをおっしゃっていただきたいと思えます。

○下種葉國務大臣 今のお話をお伺いしまして、私は極めて不快感を感じます。

警察から出ましたので、警察のためにも一言言っておりますが、警察は当然であるなと書いてあります。これもおかしいことではございません。法務省のことにつきましては今お話がございましたが、私どもは、検察は法と証拠に基づきまして、取り上げるべき事案があれば、大蔵省だろうがどこだろうが、それはいかなる人に対しても厳正に対処していかねばならないことでございまして、大蔵省が予算云々ということではございません。大蔵省の個人がそういうふうな形で法務省の面倒を見ているというのは、もしそ

うだとするならば、これはとんでもないことでございまして、大変不快感を感じますが、それはそれといたしまして、私どもは法と証拠に基づきまして厳正に対処してまいります。検察はそういうふうによつてくれるものだというふうに思っております。

○鴨下委員 私も大臣のおっしゃる通りだと思えます。この委員会は一貫して、ある意味で今回の法律に関しては、法務省そして裁判所にエネルギーを送っているような、こういうようなニュアンスだというふうに私は思っているのです。

その中で、大臣は今朝おっしゃったように、全くそういうことは断じてないというふうなことで、私もそのとおり。ただ、予算を握られているというところについて、給料にも影響します、それから予算そのものの執行に対してあらゆる影響力を大蔵省が持つ、これは事実だろうと思えますので、予算は予算だけれども、それでも法務省は独立しているのだということをもう一度国民が納得できるようにおっしゃっていただけたら幸いです。

○下種葉國務大臣 けさほかから各委員さんの真摯な御質問を伺っております。今おっしゃいましたように、裁判所それから検察に対して大変御激励といえますか、というふうなものを一つづく感ずるわけではございません。指定職にだけ今年一年間給与法の適用がおくれる、裁判官、検察官、多いのではないかと。たまたま指定職ということを政府で決めた結果としてああいふふうになったわけではございません。

政府委員等の答弁を聞いておりますと、私自身感ずるわけではございますが、皆様方のそういうふうな心温まる御声援に対して、政府委員の答弁というのはいかなるか苦しい答弁をしているのだというふうな感じを率直にいたすわけではございません。

しかし、それは私ども政府の立場でございまして、そういうふうなことを申し上げては、検査でございますし、今のお話につきましても、検査

○笹川委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時十四分散会

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律
裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第十五条中「百三十三万九千円」を「百三十五万四千円」に、「百八万七千円」を「百九万八千円」に改める。
別表を次のように改める。

別表(第一条関係)

判 事 補	判 事										区 分	報 酬 月 額
	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号		
	二六九、八〇〇円	二九六、七〇〇円	三〇八、三〇〇円	三三〇、四〇〇円	三四九、二〇〇円	三七六、七〇〇円	四〇二、九〇〇円	四三三、〇〇〇円	四七一、四〇〇円	五八九、〇〇〇円		
										六五三、〇〇〇円		
										七二四、〇〇〇円		
										八〇四、〇〇〇円		
										九三一、〇〇〇円		
										一、〇九八、〇〇〇円		
										一、三三五、〇〇〇円		
										一、一七七、〇〇〇円		
										一、四八一、〇〇〇円		
										一、五九九、〇〇〇円		
										一、六七〇、〇〇〇円		
										二、二八八、〇〇〇円		
										その他の高等裁判所長官		
										最高裁判所長官		
										最高裁判所判事		
										東京高等裁判所長官		
										その他の高等裁判所長官		

簡易裁判所判事

十 号	二六〇、〇〇〇円
十一 号	二四四、七〇〇円
十二 号	二三五、五〇〇円
一 号	九三一、〇〇〇円
二 号	八〇四、〇〇〇円
三 号	七二四、〇〇〇円
四 号	六五三、〇〇〇円
五 号	四九一、六〇〇円
六 号	四七一、四〇〇円
七 号	四三三、〇〇〇円
八 号	四〇二、九〇〇円
九 号	三七六、七〇〇円
十 号	三四九、二〇〇円
十一 号	三三〇、四〇〇円
十二 号	三〇八、三〇〇円
十三 号	二九六、七〇〇円
十四 号	二六九、八〇〇円
十五 号	二六〇、〇〇〇円
十六 号	二四四、七〇〇円
十七 号	二三五、五〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十五条の改正規定並びに別表の改正規定中最高裁判所長官の項、最高裁判所判事の項、東京高等裁判所長官の項、その他の高等裁判所長官の項及び判事の項並びに簡易裁判所判事の項一号から四号までに係る部分に係る部分は、平成十年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(以下「新法」という。)別表判事補の項及び簡易裁判所判事の項五号から十七号までに

係る部分の規定は、平成九年四月一日から適用する。
3 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定する必要がある。これが、この法律

案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

別表(第一条関係)

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
第四条中「引きつづき」を「引き続き」に改め、「期末手当」の下に、「期末特別手当」を加える。
第九条中「七十一万七千円」を「七十一万四千円」に改める。
別表を次のように改める。

検 事	区 分		俸 給 月 額
	検 事 長	次 長	
一	一、三三五、〇〇〇円	一、一七七、〇〇〇円	一、〇九八、〇〇〇円
二	一、〇九八、〇〇〇円	九三一、〇〇〇円	八〇四、〇〇〇円
三	八〇四、〇〇〇円	七二四、〇〇〇円	六五三、〇〇〇円
四	六五三、〇〇〇円	五八九、〇〇〇円	四七一、四〇〇円
五	四七一、四〇〇円	四三三、〇〇〇円	四〇二、九〇〇円
六	四〇二、九〇〇円	三七六、七〇〇円	三四九、二〇〇円
七	三七六、七〇〇円	三三〇、四〇〇円	三〇八、三〇〇円
八	三三〇、四〇〇円	二九六、七〇〇円	二六九、八〇〇円
九	二六九、八〇〇円		
十			
十一			
十二			
十三			
十四			
十五			
十六			
十七			

副 検 事

十八号	二六〇、〇〇〇円
十九号	二四四、七〇〇円
二十号	二三五、五〇〇円
一	六五三、〇〇〇円
二	四九一、六〇〇円
三	四七一、四〇〇円
四	四三三、〇〇〇円
五	四〇二、九〇〇円
六	三七六、七〇〇円
七	三四九、二〇〇円
八	三三〇、四〇〇円
九	三〇八、三〇〇円
十	二九六、七〇〇円
十一	二六九、八〇〇円
十二	二六〇、〇〇〇円
十三	二四四、七〇〇円
十四	二三五、五〇〇円
十五	二二一、四〇〇円
十六	二〇七、九〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第四条の改正規定 平成十年一月一日
二 第九条の改正規定並びに別表の改正規定中検事総長の項、次長検事の項、東京高等検察庁検事長の項及びその他の検事長の項並びに検事の項一号から八号までに係る部分及び副検事の項一号に係る部分に係る部分 平成十

年四月一日
2 この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)別表検事の項九号から二十号まで及び副検事の項二号から十六号までに係る部分の規定は、平成九年四月一日から適用する。
3 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給

与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法務委員会議録第四号中正誤

ページ 段 行 誤

八三 末六 株式総会

株主総会 正

平成九年十二月五日印刷

平成九年十二月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局